

長崎市新庁舎建設基本設計  
長崎市／平成30年5月

## 長崎市新庁舎建設基本設計

これまでの経緯	3
1 計画概要	4
1-1 敷地概要	4
1-2 建築概要	4
1-3 事業費	4
1-4 事業スケジュール	4
2 建築計画概要	5
2-1 建物配置と高さ	5
2-2 建築計画	9
2-3 構造計画	14
2-4 環境・防災計画	15
2-5 ユニバーサルデザイン計画	16
<b>【参考資料 1】</b>	
基本設計策定までの経過	17
<b>【参考資料 2】</b>	
長崎市新庁舎建設基本設計における設計方針	23
<b>【参考資料 3】</b>	
新庁舎の建設規模とその考え方	26

## ●これまでの経緯

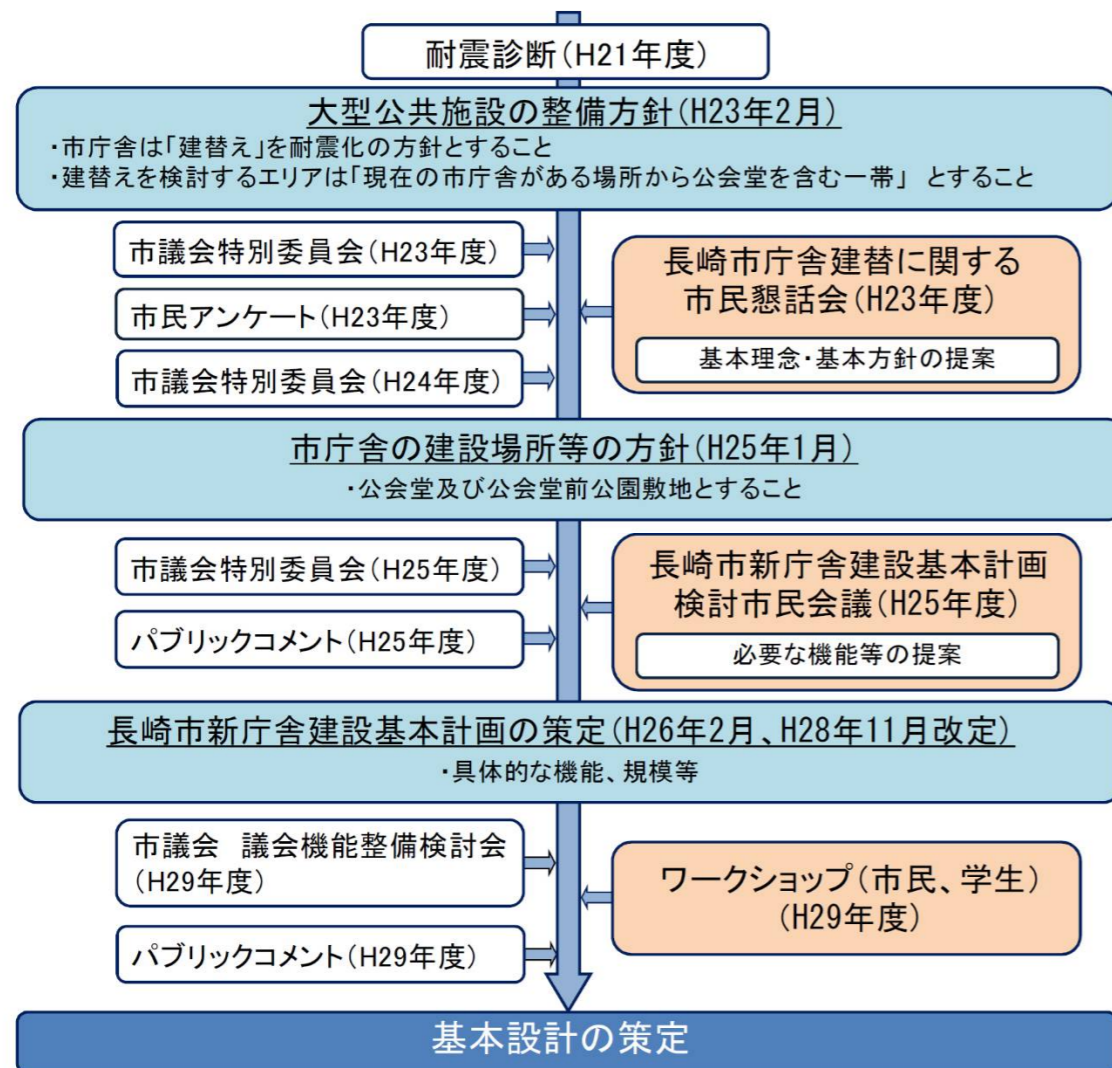
長崎市では、平成3年度に、新庁舎建設に向けた基金を設置し、以後20年余りの歳月をかけて検討を行ってきました。そのような中、平成21年度に実施した耐震診断の結果、現在の市庁舎は、大規模な地震に耐える十分な強度がないことが判明し、また、建物の老朽化や窓口の分散化などの課題を解決するため、平成23年2月に、「市庁舎を建て替える」ことを耐震化の方針とすること、また、建替えを検討するエリアとして「現在の市庁舎がある場所から公会堂を含む一帯とする」ことを方針決定しました。

その後、「長崎市庁舎建替に関する市民懇話会」を設置し、市民の皆さんからご意見をいただくとともに、市議会の特別委員会においてもご議論を頂く中で、市民の皆さんの利便性と職務効率の向上、事業期間、コストなど多面的な評価・検討を行った結果、平成25年1月に、建替場所を「公会堂及び公会堂前公園敷地」とすることを決定しました。

平成25年度には、「長崎市新庁舎建設基本計画検討市民会議」を設置し、市民や有識者の皆様に参画いただくとともに、パブリックコメントの実施を通じて、多くの市民の皆さんからご意見をいただき、また併せて、市議会のご意見も踏まえながら、平成26年2月に「長崎市新庁舎建設基本計画」を策定しています。

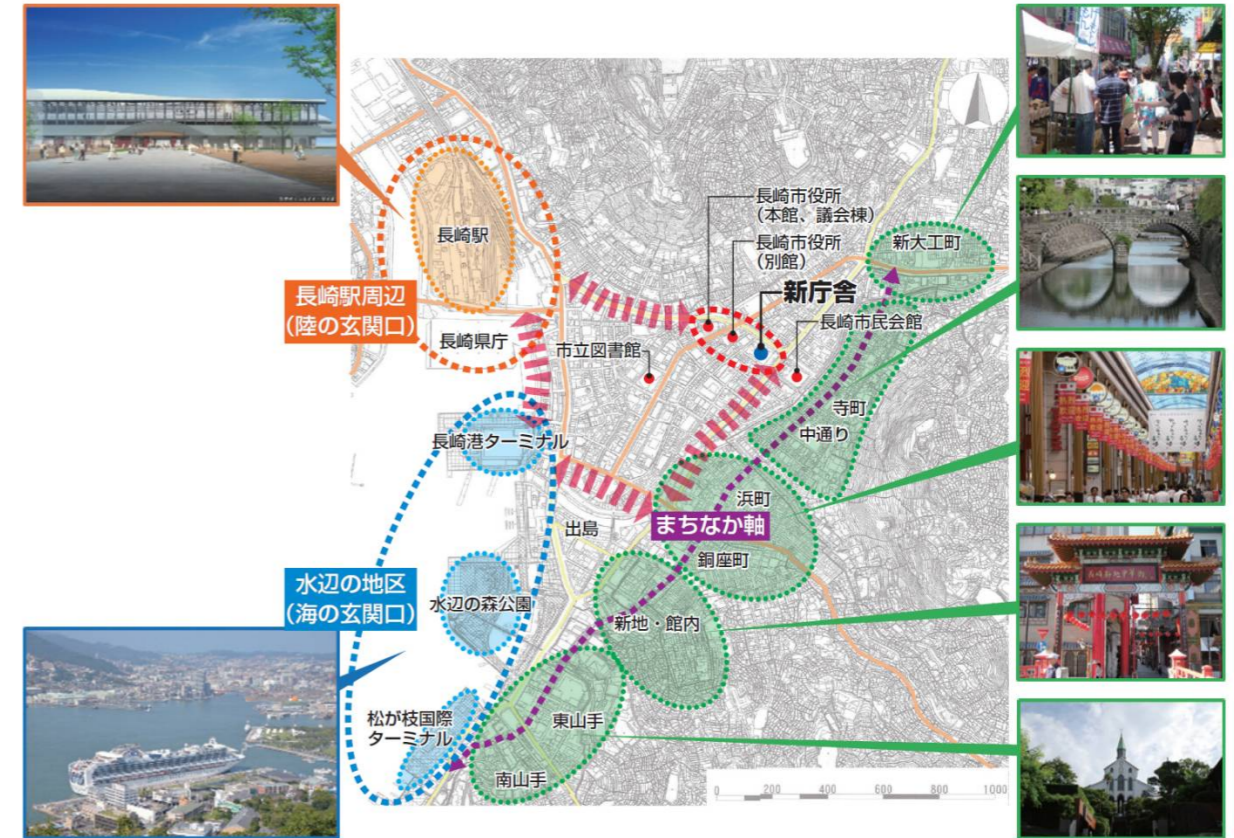
その後、平成28年11月市議会において、「長崎市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が可決され、現在の桜町から魚の町に移転することが決定し、併せて新庁舎建設事業に係る関連予算も可決され、事業に着手しました。

平成29年度からは基本設計に着手し、市民や学生の皆さんによるワークショップ等でいただいたご意見や、市議会における議論、パブリックコメントでのご意見を踏まえ、基本設計を策定しました。



## <「長崎駅周辺エリア」「水辺のエリア」「まちなかエリア」の3つの拠点と、新庁舎の位置>

長崎市では、3つの拠点つながりを深め、まち全体に賑わいを創出していくことを目指しています。新庁舎の建設場所は、こうしたまちづくりの考え方も踏まえ、多面的な評価・検討を行い決定してきています。



## ●新庁舎の目指すべき姿と基本方針等

平成26年2月に策定した「長崎市新庁舎建設基本計画」に掲げる新庁舎の目指すべき姿と基本方針等は次のとおりです。

- 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎**
  - 市民が身近に感じ、親しまれる庁舎を目指します。
  - 市民との協働や交流を進める庁舎を目指します。
- まちの活性化に貢献する庁舎**
  - まちなかの賑わい創出に寄与し、まちのシンボルとなるような庁舎を目指します。
- 人と環境にやさしい庁舎**
  - 高齢者や障害者、子ども連れなど多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した庁舎を目指します。
  - 「光」「風」「水」「土」「緑」を利用した環境にやさしい機能を取り入れ、環境への負荷の低減と市民の環境への意識を高める庁舎を目指します。
- 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎**
  - 災害時に、市民を守り支援することができる災害に強い庁舎を目指します。
- 市民へ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎**
  - 市民サービスの向上を図り、事務効率に配慮した機能的な庁舎を目指します。
- 経済的で柔軟性のある庁舎**
  - コスト削減に取り組むとともに、時代の変化に対応できる庁舎を目指します。
- 開かれた議会、親しまれる議会機能を備えた庁舎**

# 1 計画概要

## 1-1 敷地概要

建物位置	長崎市魚の町4番
敷地面積	約6,600㎡
用途地域	商業地域
防火指定	防火地域
許容容積率	約700% (総合設計制度の活用)
許容建ぺい率	80%
日影規制	なし
斜線規制	道路斜線：適用距離 25m、勾配 1.5
前面道路	北側：市道大黒町麴屋町線（桜町通り） 東側：市道出来大工町江戸町線（公会堂前通り） 南側：市道諏訪町桜町1号線 西側：市道興善町桜町1号線

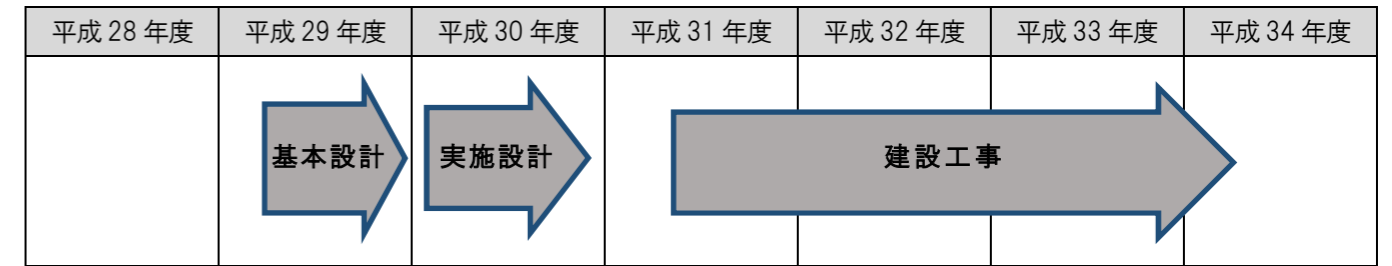
## 1-2 建築概要

建物用途	市庁舎（事務所）
構造	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、免震構造
階数	地上19階、地下1階、PH1階
建物高さ	約90m
建築面積	約4,100㎡
建ぺい率	約62%
延べ面積	約46,200㎡（駐車場を除く）

## 1-3 事業費

種別	金額
設計、建設費等	約245億円
既存庁舎解体費	約7億円
その他移転費	約6億円
合計	約258億円

## 1-4 事業スケジュール



### <位置図>



### <新庁舎の外観イメージ>



南東側からのイメージ



北東側からの鳥瞰イメージ



広場から市庁舎正面玄関を見たイメージ

※現時点でのイメージであり、外構を含め色彩やデザイン等は今後の検討により変更することがあります。

## 2 建築計画概要

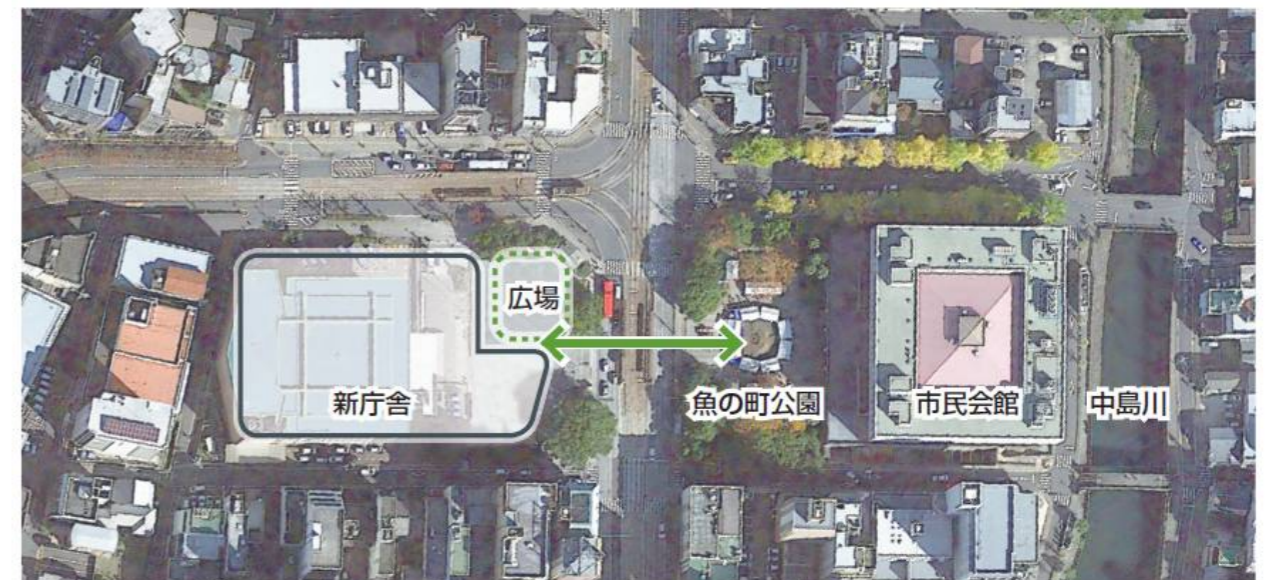
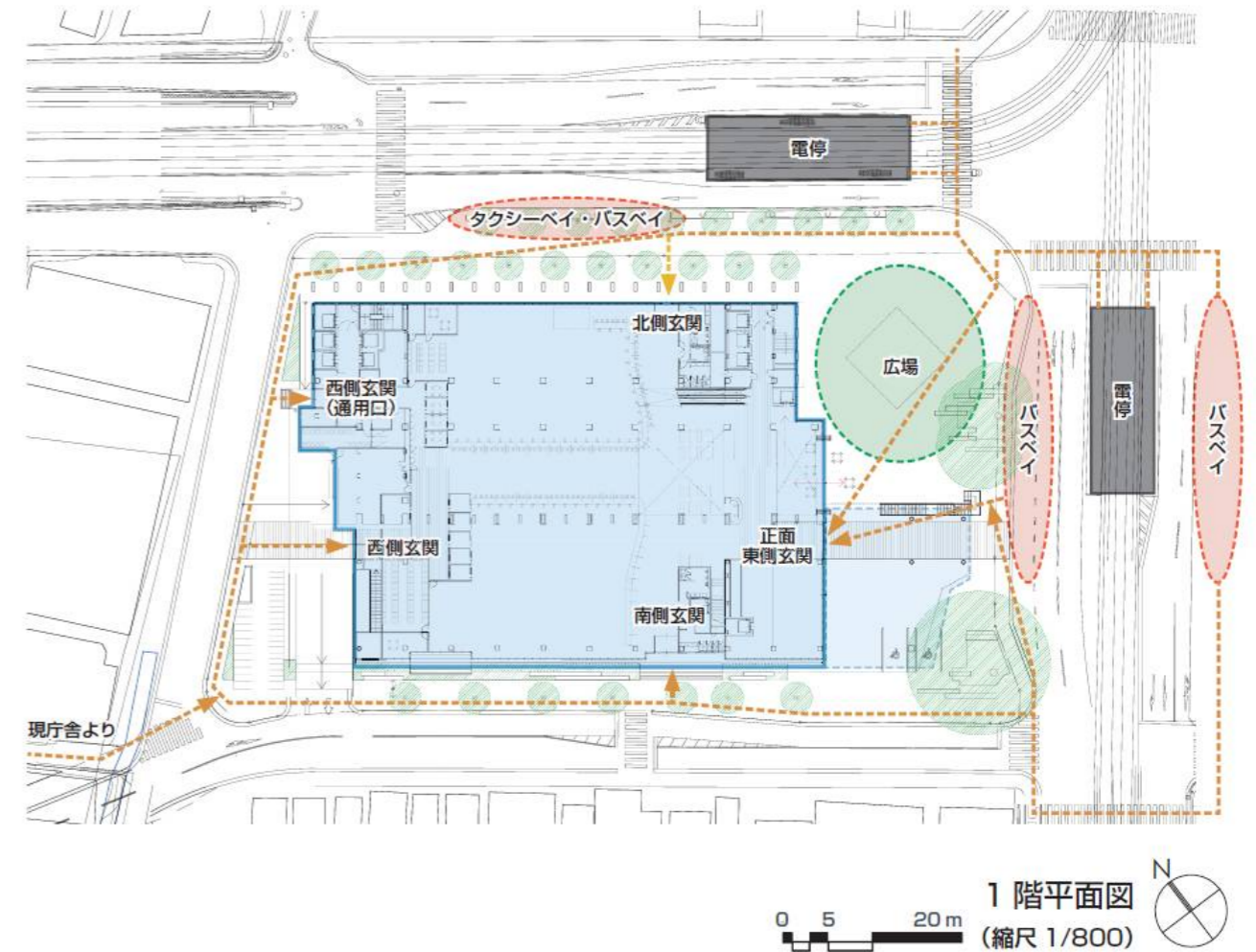
### 2-1 建物配置と高さ

#### 1. 基本的な考え方

- ・長崎市では、平成23年に策定した長崎市景観計画に基づき、各地区の特徴を生かした景観づくりを進めているところですが、都心部に平坦地が少ない長崎市では、景観保全のための建物の高さ規制については、地区によってメリハリをつけるべきとの考えに立ち、東山手・南山手地区や平和公園周辺など、特に景観への配慮が必要な地区での実施にとどめています。
- ・都市の活性化には、まちのにぎわいを生み出すことも大事であり、限られた都心部の平坦地は高度に利用する必要があります。新庁舎の建設地についても高さ規制はありませんが、近隣への圧迫感や風頭公園など周辺の視点場からの眺望には配慮が必要と考えています。
- ・新庁舎の建設にあたっては、コスト削減を意識しながら、将来の様々な変化にも対応できる施設計画とするとともに、周辺のまち並みへの調和や圧迫感を抑える工夫など、景観に配慮したものとなるよう設計を進めていきたいと考えています。

#### 2. 建物の配置

- ・バス停や電停は、新庁舎の東側及び北側にあるため、公共交通機関を利用して来庁される方は、主に東側及び北側玄関をメインの入口として利用することが想定されます。
  - ・また、国道34号を通行する全てのバス路線が新庁舎経由に振り替わることは想定されず、現庁舎跡で下車し来庁する市民の方も一定存在することを考え、西側からの出入りも確保する必要があります。
  - ・さらに、現庁舎跡地からまちなかへの動線を考えれば、南側の道路についても歩行者動線として現状以上に通行量が増加することが予測されるため、南側からの出入りも確保する必要があります。
  - ・そのため、庁舎の出入り口は建物の各面に1箇所以上設けます。
- 
- ・新庁舎においては、市民の皆さんに親しめる場所とするため、市民の皆さんが憩え、様々なイベントが開催できる広場を整備します。また、災害時には避難場所、緊急車両の駐車場所としての活用ができる広場とします。
  - ・広場を市民会館側に設置することで、新庁舎と市民会館に挟まれた、魚の町公園と一対の緑のゾーンとなり、市民の憩いの場として、また、ゾーンの一体的な活用により、まちの賑わい創出効果が期待できるため、広場を東側に配置し、新庁舎を西側に配置します。
- 
- ・庁舎の正面玄関は、まちなかエリアへの回遊性を高めること、及び庁舎と広場を一体的に活用してもらうために、庁舎の東側の出入り口を正面玄関とします。



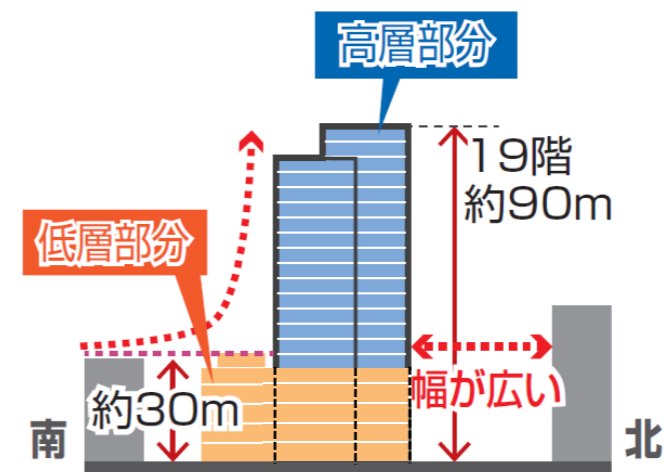
### 3. 建物の高さ

- 新庁舎では、所属間の連携や業務効率の向上を図るため、分散している庁舎を1棟に集約するとともに、待合スペースや執務スペースの狭さの解消やプライバシーへの配慮など、現庁舎に不足している機能を充実させ、市民に対して十分な利便性や快適性を提供していく必要があります。そのためには約46,200㎡（駐車場を除く）の延べ面積が必要となります。
- 必要な面積を確保するため、建物の周辺に誰でも歩ける、また、憩えるような空気を整備し、周辺環境を向上させることで、容積率の緩和がある総合設計制度を採用します。
- 上下階への移動が少なくワンストップで手続きが済むことで市民の皆さんの利便性は向上するため、市民の皆さんが手続きや相談に訪れる窓口は来庁して移動の負担が少ない低層部分に配置し、かつ、ワンフロアの面積を広く確保する必要があります。
- 中央地域センターや子育て関連、税や生活保護に係る相談などの、市民の来訪が多い所属を配置するために必要な面積を積み上げたところ、4フロア分が必要となります。
- また、議会についても、市民の皆さんが訪れやすく、身近に感じ親しまれることを目的に、出来る限り低層部分に配置します。しかしながら、市民の皆さんが多く利用する窓口や相談の部局を優先することから、議会は5階のワンフロアに配置します。
- 新庁舎に必要な床面積を確保するための建て方として、低層部分の面積でそのまま上側に延ばす方法もありますが、この場合12階建てで高さが60m程度となることが想定されます。この建て方では、南側及び西側の建物に対して圧迫感を与えると同時に、日影の影響は大きくなります。
- このことから、南側道路側に低層部分のみを配置することとし、道路幅員が広い北側に高層部分を配置することとします。
- なお、高層部分については、必要な床面積を確保しつつ、風頭公園などの眺望ポイントからの景観に配慮した高さ、形状とする必要があることから、階数は19階とすることとします。

参考資料1：基本計画に定める想定面積

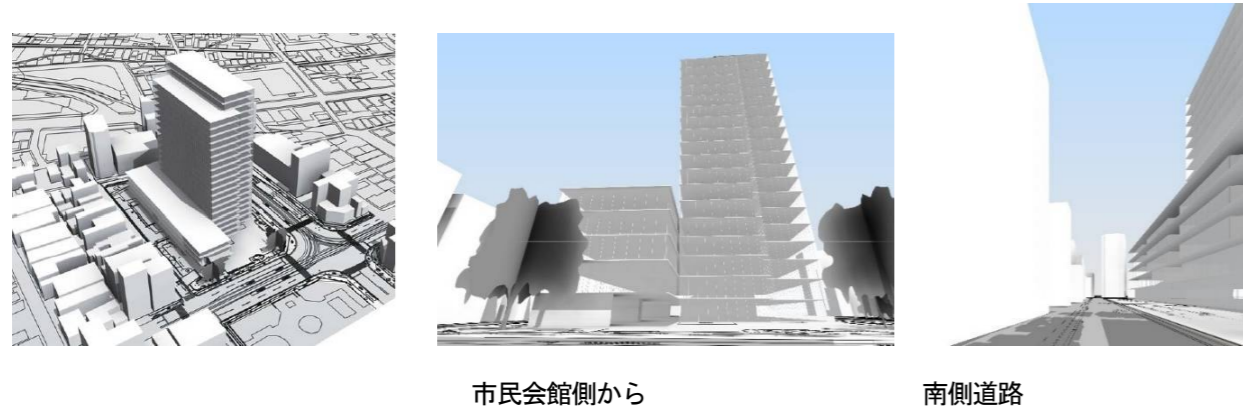
機能	内容	新庁舎面積 (㎡)	現在積 (㎡)	増減 (㎡)	増減率 (%)	
基本機能	執務室	職員が執務する空間	16,000	13,447	2,553	19.0
	作業室等	作業スペース（相談室等）	2,900	2,351	549	23.4
	会議室等	大・中・小会議室等	1,600	943	657	69.7
	倉庫・書庫	書類等を保管する場所	2,300	1,978	322	16.3
	議会	議場、会派控室など	2,200	1,632	568	34.8
	その他諸室	利便施設（銀行、売店等、食堂）、職員利用施設（更衣室、休養室等）等	1,400	1,109	291	26.2
基本機能 小計 ①		26,400	21,460	4,940	23.0	
付加機能	市民利用施設等	多目的スペース（エントランスホールの拡大）、情報コーナー等	1,000	481	519	107.9
	付加機能 小計 ②		1,000	481	519	107.9
共有部分	共有部分	エントランスホール、待合スペース、通路、トイレなど	18,800	8,850	9,950	112.4
	共有部分 小計 ③		18,800	8,850	9,950	112.4
合計（小計①+②+③）		46,200	30,791	15,409	50.0	
職員一人あたり面積		21.39㎡				

参考資料2：建物高さの考え方



参考資料3：景観シミュレーション

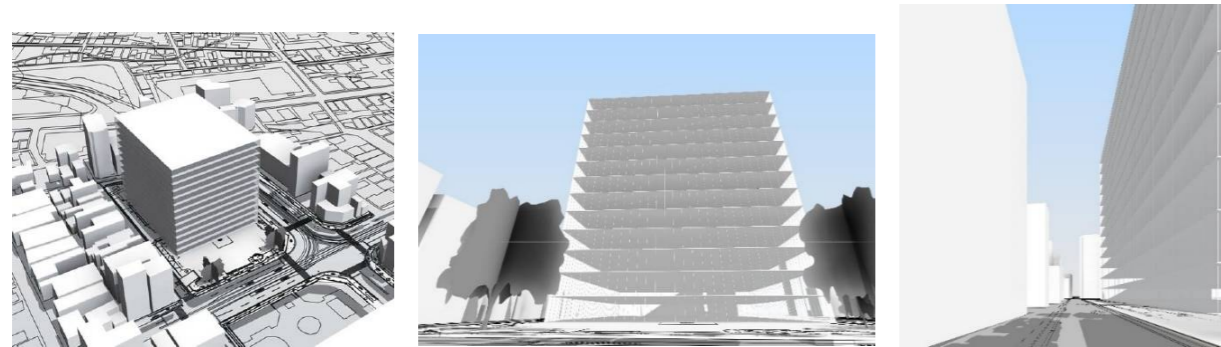
ケース①：現在の案（低層部分と高層部分の組み合わせ）



市民会館側から

南側道路

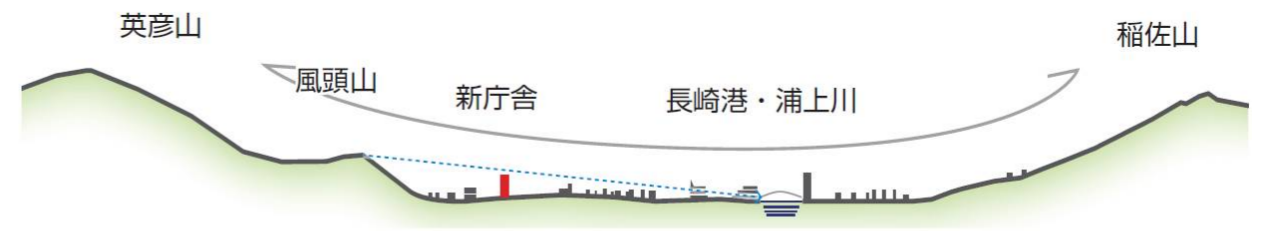
ケース②：中層とした場合（12階建て）



市民会館側から

南側道路

参考資料5：風頭公園からの眺望シミュレーション



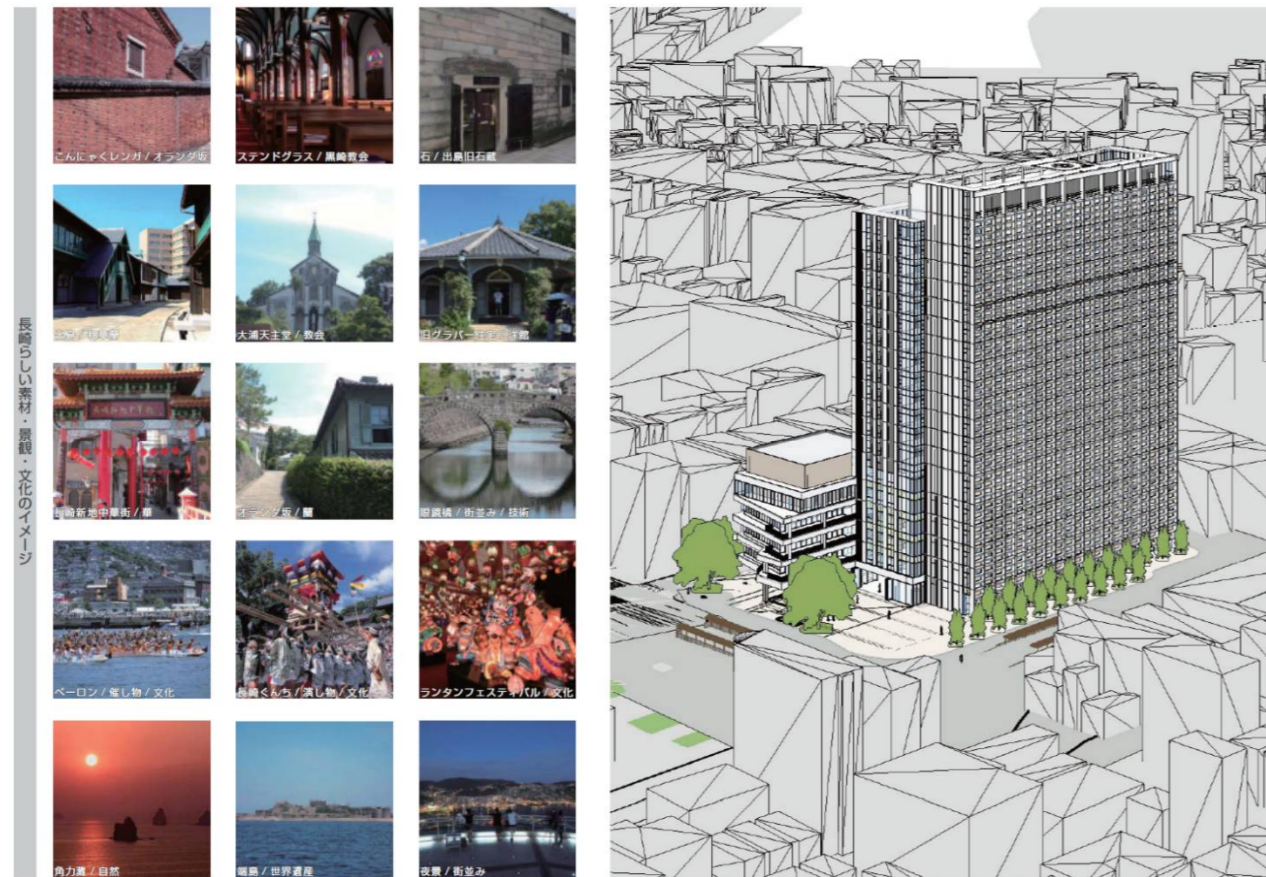
風頭公園からの眺望シミュレーション

参考資料4：壁面の位置の比較



#### 4. 意匠・デザイン

- ・建物の低層部分や広場等については、長崎をイメージさせるレンガや石などの素材を用いたデザインとし、市民の皆さんに親しまれ、まちのシンボルとなるような市庁舎をめざします。



【長崎らしい素材・景観・文化のイメージ】

北東側からの鳥瞰イメージ

- ・高層部分については、免震効果を高めるため木質耐震パネルを用いた「外殻ワッフル構造」を採用し、木の表情が外観として現れるデザインとします。

#### 「PC ワッフル架構」+ 木質耐震パネルの「外殻ワッフル構造」



#### 【窓の役割の向上】

- ・窓の「役割」に応じて、それぞれに最適な仕様とします。

- 1 「光」を取り入れる窓  
透明ガラス（複層ガラスFIX窓）
- 2 「外を見る」窓  
透明ガラス（複層ガラスFIX窓）
- 3 「風・光」を取り入れる窓  
手で開けられる自然換気可能なサッシ  
透明ガラス（複層ガラス内倒し窓等）

#### 【意匠性】

- ・木質耐震パネルを仕上げとして使用できるため、木の「温かみ」がある空間となります。
- ・木の表情が外観として表れる環境親和型の庁舎デザインとします。

#### 【断熱性】

- ・奥行きのある柱・梁が、夏期の日射負荷を抑制します。
- ・高い断熱性をもつ木質耐震パネルによって、外部からの熱負荷を低減します。

#### 【地球環境への貢献】

- ・木材利用（木質耐震パネル）によって二酸化炭素を固定化します。

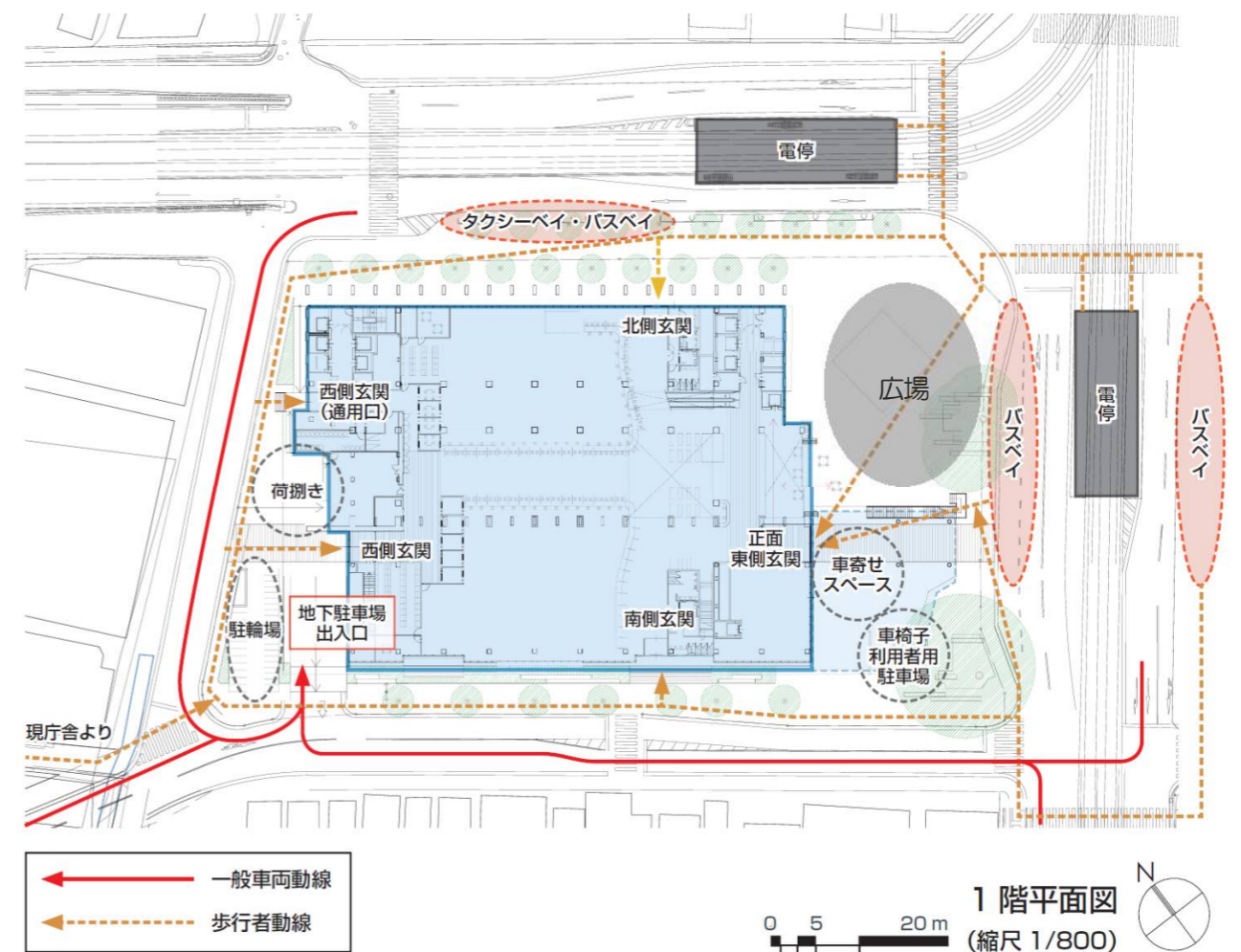
#### 【インテリアとしての活用】

- ・奥行きのある梁はカウンターテーブルなどとしても使えます。

- ・照明デザインについては、環長崎港夜間景観向上基本計画を踏まえ、近景・中景・遠景に配慮したライトアップデザインとします。

#### 5. 動線計画

- ・バスや路面電車を利用して来庁される方は、主に東側及び北側玄関から入る計画とします。
- ・来庁者用駐車場は地下に配置します。駐車場の出入口は南側に設け、東側からのアクセスとなるバス・路面電車利用者の動線と明確に区分します。
- ・車寄せスペース及び車いす利用者用駐車場は1階東側と地下駐車場内に配置し、雨に濡れずにアクセスできる計画とします。
- ・来庁者用駐輪場は西側に配置し、西側玄関から入る計画とします。時間外等に利用する通用口も西側に設けます。





## 2-2 建築計画

### 1. 全体計画

長崎市新庁舎建設基本計画に掲げる「市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎」など7つの目指すべき姿と基本方針等を実現するため、市民や学生の皆さんによるワークショップ等で頂いた意見や、市議会における議論を踏まえ、設計方針を次のとおり整理しました。

#### <設計方針>

##### 利用しやすい窓口とプライバシーへの配慮

- ・市民の皆さんを出迎えるような、分かりやすく使いやすい窓口の配置とします。
- ・1階には身近な手続きに関する窓口と高齢者・障害者等の福祉に関する相談窓口を、2階には子育てに関する機能を集約した「子育てワンストップ窓口」を、3階と4階には市税や生活保護などの専門的な相談窓口を配置し、市民サービスの利便性を高めます。
- ・手続きや相談を安心して行えるよう、プライバシーに配慮した窓口や相談室を配置します。

##### 快適な待合スペース

- ・手続きの間、快適に待ち時間を過ごすことができるような待合スペースを確保します。
- ・子ども連れの方のために1、2階にキッズスペースを隣接して配置するとともに、1階から4階の各階には授乳室を設置するなど、市民の皆さんが安心して手続きや相談ができる計画とします。

##### ゆとりのあるエントランスホールとエスカレーター設置

- ・来庁者の待合や休憩場所として活用でき、また、パブリックビューイングなどのイベントにも対応できるような、ゆとりのあるエントランスホールを設置します。
- ・市民利用の多い低層階部分をスムーズに移動できるよう、1階から4階までエスカレーターを設置します。

##### 市民と行政との協働の促進や市民間の交流の拡大につながる市民利用スペース

- ・市民の皆さんが利用できる多目的スペースや会議室、様々な情報の発信・受信を可能にする情報スペースを低層部分に配置し、市民と行政の協働や市民間の交流の拡大を図ります。
- ・セキュリティラインを設けることで、これらのスペースは平日の夜間や休日にも開放可能な計画とします。

##### すべての人に配慮したユニバーサルデザイン

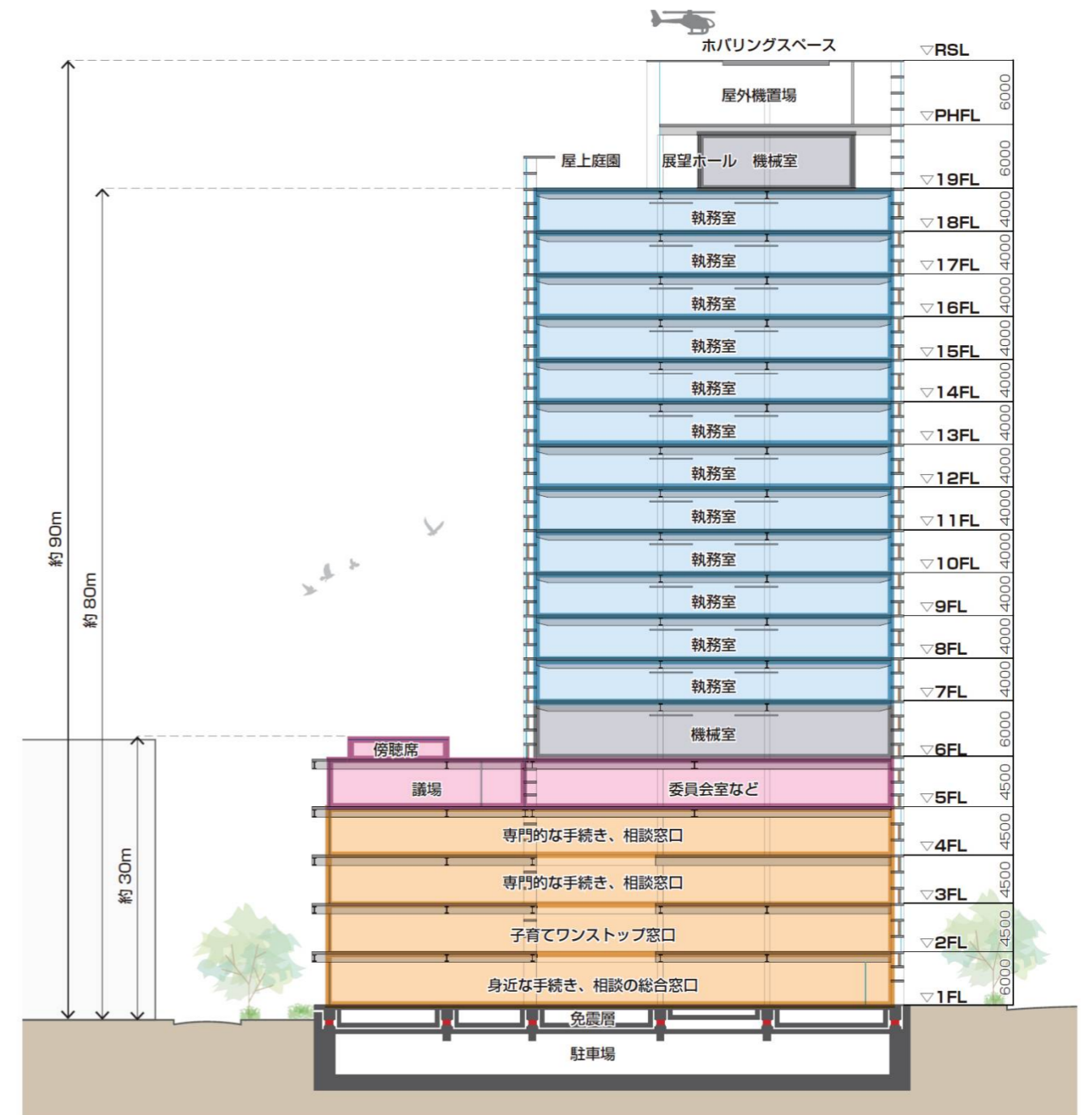
- ・建物の出入口やエレベーター、階段などを分かりやすく配置するとともに、窓口カウンターやトイレなどについては、高齢者、障害者及び子ども連れの方など、すべての人が快適に利用できるよう配慮することにより、誰もが使いやすい庁舎とします。

##### 分かりやすいサイン計画

- ・庁舎全体のサインの形状、書体、記号、色彩などデザインの統一を図ります。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、サインの形や文字の大きさを工夫するなど、色を見分けにくい人を含めたすべての人が目的とする場所を容易に認識できる計画とします。

##### 公共交通の利便性の確保と快適かつ安全な歩行空間

- ・円滑な交通環境を確保するため、周辺道路を拡幅するとともに、バスベイ、タクシーベイを配置します。
- ・庁舎周辺を快適かつ安全に歩行できるよう、十分な広さを持った歩道と季節を感じられる緑の空間を整備します。



## 2. 各階の配置構成

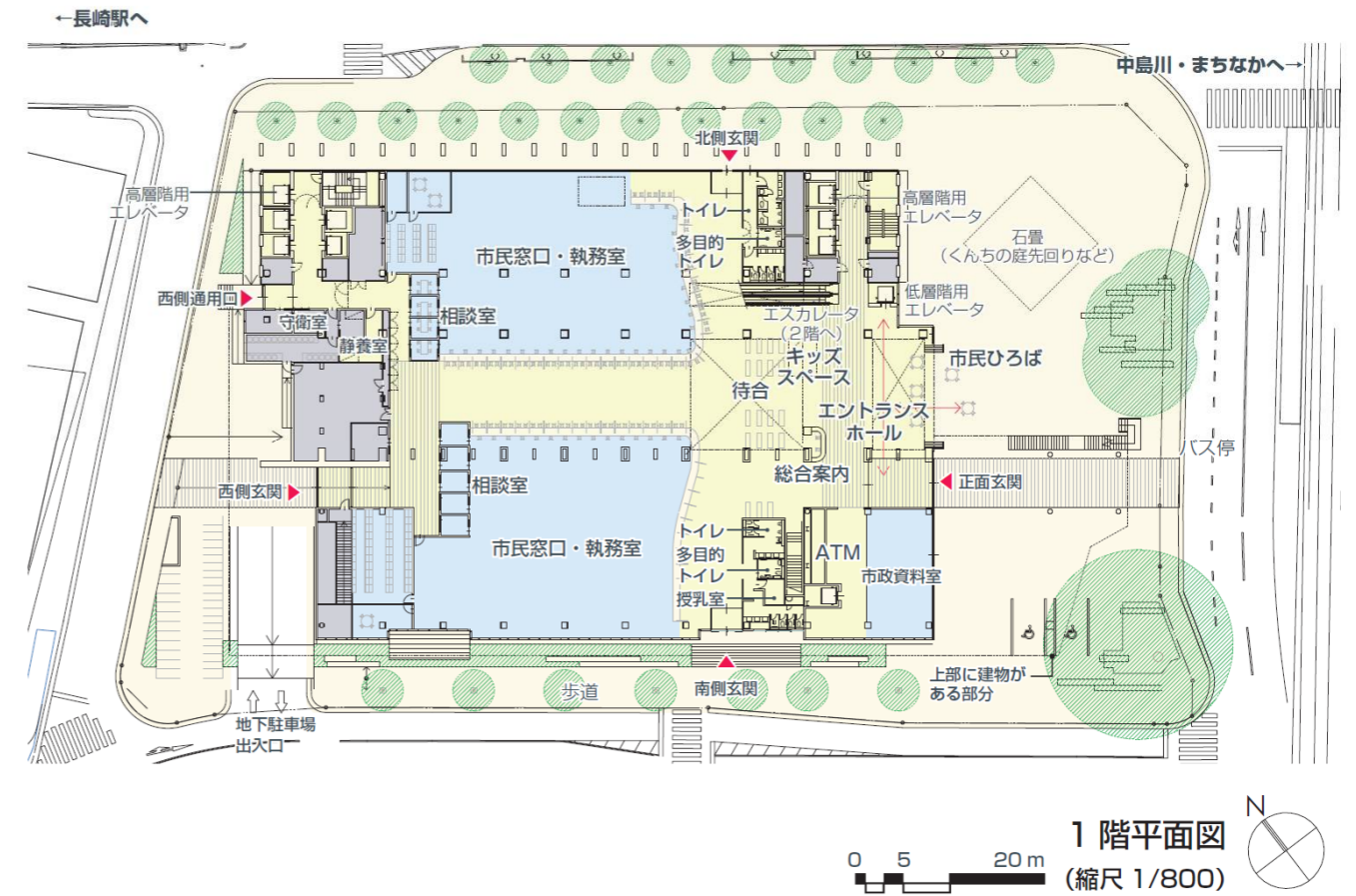
### (1) 1階 ～身近な手続き、相談の総合窓口

#### <設計方針>

- ・1階には、市民利用の多い窓口を集約し、市民の皆さんを出迎えるような、分かりやすく使いやすい窓口の配置とします。
- ・来庁目的の多くを占めるライフイベントに伴う身近な手続きの総合窓口（※）と、障害者、高齢者及び被爆者などの相談窓口や、地域のまちづくり支援等の相談窓口を配置します。
- ・手続きの間、快適に待ち時間を過ごすことができるような待合スペースを確保するとともに、子ども連れの方のためにキッズスペースを隣接して配置するとともに、授乳室を設置するなど、市民の皆さんが安心して手続きや相談ができる計画とします。
- ・建物の玄関は、どこからでも入りやすいよう各方面に設け、段差なくアプローチしやすい計画とします。バス、路面電車等の公共交通機関の利用者の主動線となる東側玄関を正面玄関とした計画とします。
- ・総合案内は、初めての来庁者にも分かりやすいように、正面玄関入口付近に設置します。
- ・来庁者の待合や休憩場所としての機能と合わせて情報スペースとしても活用できるよう、ゆとりのあるエントランスホールを設置します。また、パブリックビューイングなどのイベントにも対応できるスペースとします。
- ・各種行政計画書、予算書、決算書などの行政資料が閲覧できる場所として、市政資料室を設置します。
- ・エレベーターは、北東側に低層階用と高層階用を、北西側に高層階用をそれぞれ設置します。
- ・エスカレーターは、市民利用の多い低層部分をスムーズに移動できるよう1階から4階まで設置します。
- ・市民が気軽に訪れくつろぐことができ、さらに、市民の交流イベントや、くんちの庭先回り、ランタンフェスティバル時のオブジェの展示など、様々なイベントに活用できる広場を設置することで賑わいの創出につなげます。
- ・便利施設としてATMを、正面玄関から分かりやすい位置に配置します。

※ライフイベントに伴う身近な手続きの総合窓口

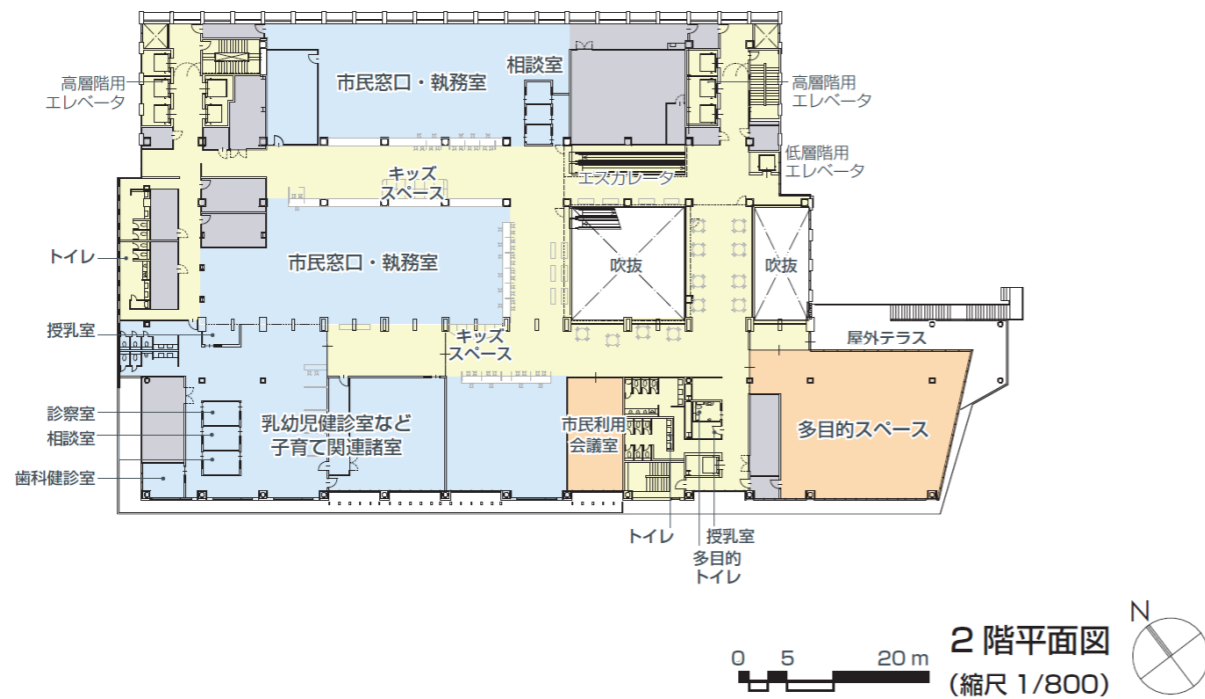
転入、転出、死亡、婚姻などに伴う手続きが1ヶ所のできる窓口



(2) 2階 ～子育てワンストップ窓口～

<設計方針>

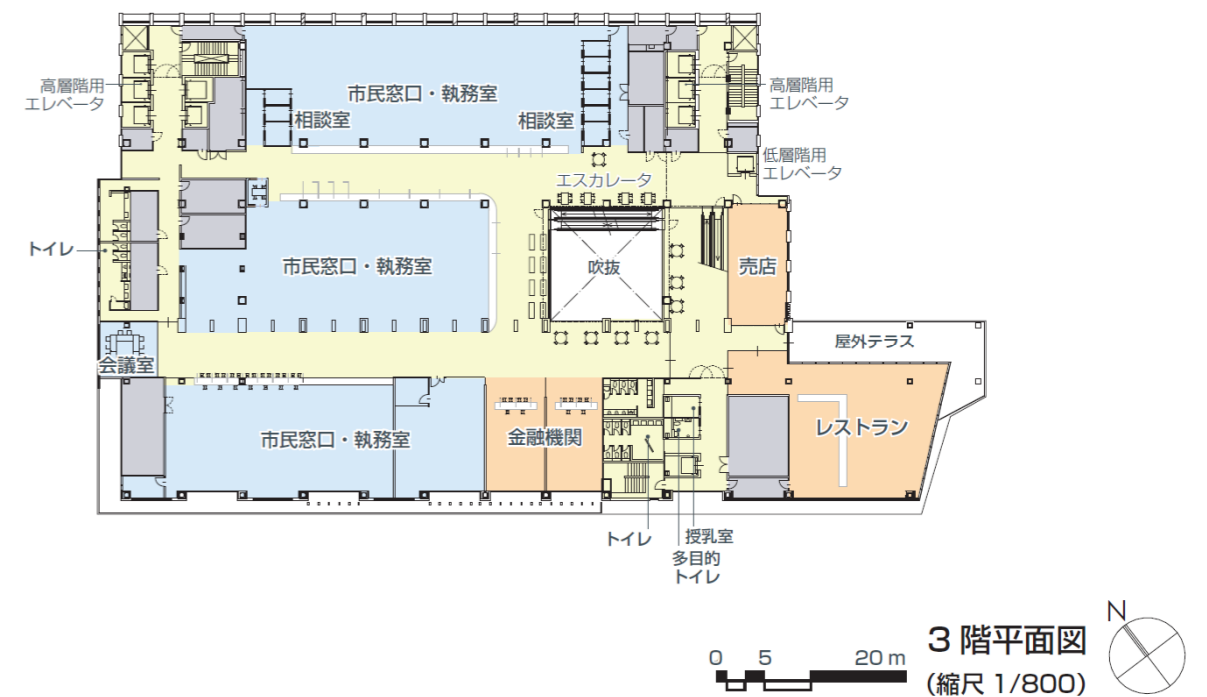
- ・2階には、子育てに関連する手続きや相談の窓口及び健診機能等を集約し、「子育てワンストップ窓口」として配置します。
- ・乳幼児健診室内には、キッズスペース、授乳室、子ども用トイレなど、安心して利用できる機能を配置します。
- ・市民と行政の協働や市民間の交流の拡大を図ることができるように、多目的スペース及び市民利用会議室を配置します。また、セキュリティラインを設けることで、平日の夜間や休日にも開放可能な計画とします。
- ・多目的スペースは、市民の活動、発表の場として、発表会、展示、会議など様々な催しに利用できる形態とするとともに、広場との連携や一体的な活用が可能となるよう、屋外テラスや外階段を設置します。
- ・市民利用会議室は、少人数から40人程度の会議まで多様な利用が可能な計画とします。



(3) 3階 ～専門的な手続き・相談窓口(税・保険関係など)～

<設計方針>

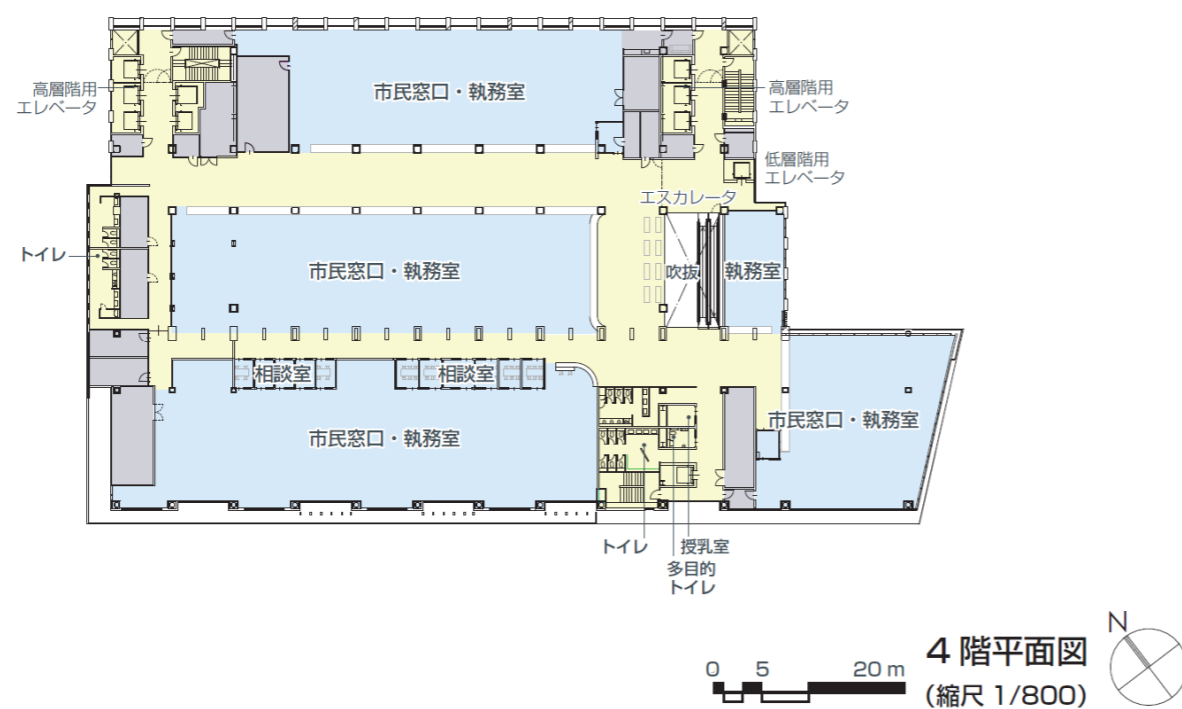
- ・3階には、市税の納付相談や国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する相談窓口などを配置します。
- ・便利施設としてレストラン、売店及び金融機関を配置します。



(4) 4階 ～専門的な手続き・相談窓口（生活保護・税関係など）～

<設計方針>

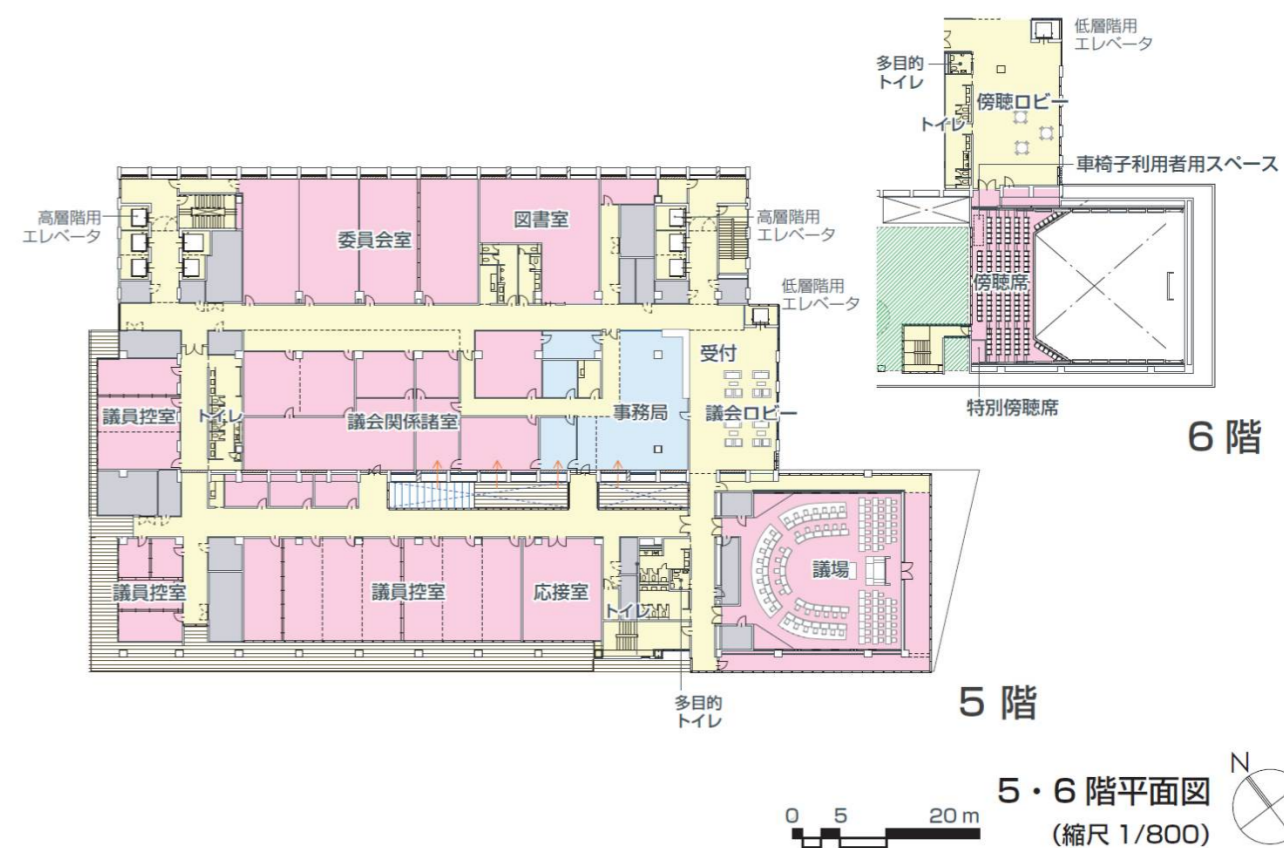
- ・4階には、生活保護に関する窓口や市税などの窓口、上下水道料金の受付センター、中央総合事務所管内の土木施設等の建設、維持補修及び管理を行う部署などを配置します。



(5) 5階 ～市議会～

<設計方針>

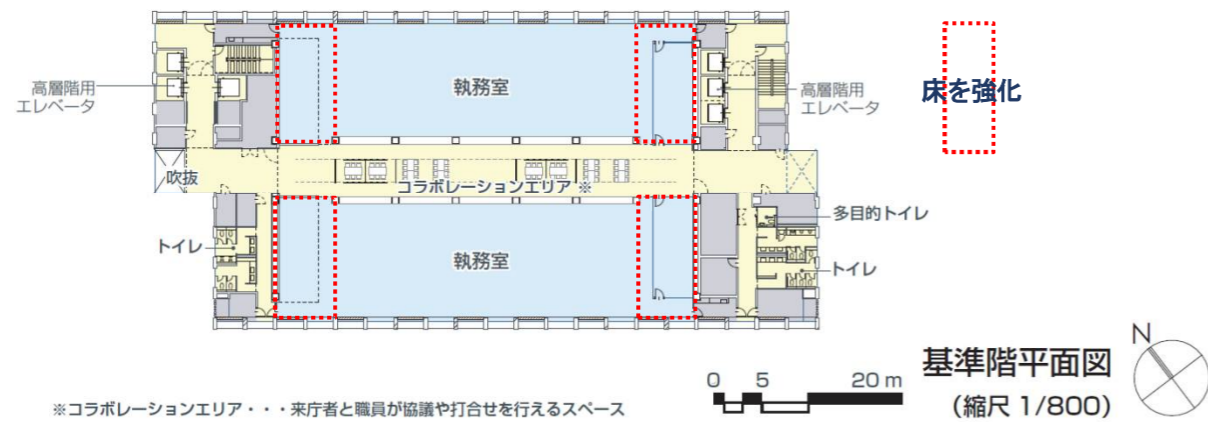
- ・5階には、議会の独立性を保ちながら機能的な議会運営を行うため、また、来庁者が訪れやすいように議会機能をワンフロアに集約して配置します。
- ・議会傍聴席には、車椅子利用者のスペースや特別傍聴席を設けるなど、障害者や子ども連れの方も傍聴しやすい環境をつくり、議会への関心をより一層高められるような計画とします。
- ・スクリーンやモニター、プロジェクター等の設備機器を設置するなど、傍聴者に分かりやすく、かつ、議論を深められる環境を整備します。



(6) 6階～18階 ～市長室、危機管理機能、執務室など～

<設計方針>

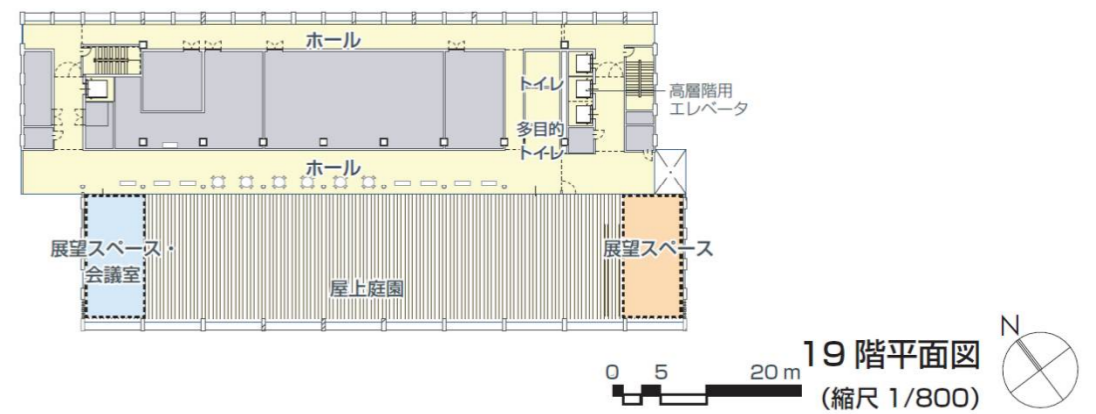
- ・6階に機械室を配置します。
- ・7階から18階には、市長室、危機管理機能及び執務室などを配置します。
- ・7階から18階は、将来の機構改革や人員配置の変化に柔軟に対応できるように、汎用性の高い共通のレイアウトとします。(ただし、高いセキュリティが要求される秘書課エリアなど一部については、その特性に応じた独自のレイアウトとします。)
- ・執務室と執務室の間に、来庁者と職員が協議や打合せを行えるスペース(コラボレーションエリア)を配置します。
- ・執務室の両端(4か所)は床を強化して、多機能スペースとして部長室、書庫、倉庫スペース、もしくは中会議室を配置します。



(7) 19階 ～展望フロア～

<設計方針>

- ・19階には、長崎港や女神大橋、中心市街地、稲佐山など長崎の風景を一望することができる展望スペースや会議室を配置します。



基準階執務室イメージ ※現時点でのイメージであり、色彩やデザイン等は今後の検討により変更することがあります。



展望スペースの想定高さからの眺望

## 2-3 構造計画

### 1. 防災拠点施設としての耐震性能

- ・「市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎」として、災害時に市民を守り支援することのできる災害に強い庁舎を目指します。地震時において、建物に要求される安全性は第一に人命の安全確保が挙げられますが、大地震後も機能が十分に発揮できる計画とします。

### 2. 耐震安全性の分類と目標

- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年版：国土交通大臣官房官庁営繕部）における耐震安全性の分類は以下とします。

- ・ 構造体 : I 類
- ・ 建築非構造部材 : A 類
- ・ 建築設備 : 甲類

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

### 3. コンクリート構造の耐久性能の設定

#### (1) JASS5による構造体の計画供用期間の級とコンクリートの耐久設計基準強度

- ・ 構造体の総合的な耐久性は JASS5（建築工事標準仕様書・鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）2009 年版）により計画供用期間の級で定めます。以下に JASS5 に定める「計画供用期間の級と耐久設計基準強度」を示します。

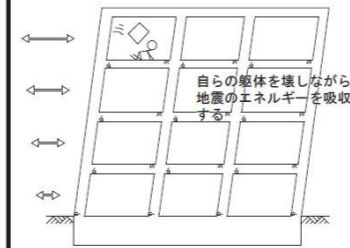
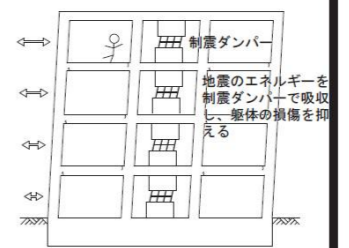

- ・ 「短期」 計画供用期間として約 30 年を目標とします。（耐久設計基準強度 18N/mm<sup>2</sup>）
- ・ 「標準」 計画供用期間として約 65 年を目標とします。（耐久設計基準強度 24N/mm<sup>2</sup>）
- ・ 「長期」 計画供用期間として約 100 年を目標とします。（耐久設計基準強度 30N/mm<sup>2</sup>）
- ・ 「超長期」 計画供用期間として約 200 年を目標とします。（耐久設計基準強度 30N/mm<sup>2</sup>）

#### (2) 計画供用期間の級の設定

- ・ 建物の寿命を延ばすこととし、計画供用期間の級を「長期」（計画供用期間 約 100 年）、コンクリートの耐久設計基準強度を「30N/mm<sup>2</sup>」に設定します。最終的なコンクリートの強度は、「耐力上必要な強度」と「耐久性上必要な強度」の大きい方を採用します。

### 4. 構造形式の選定

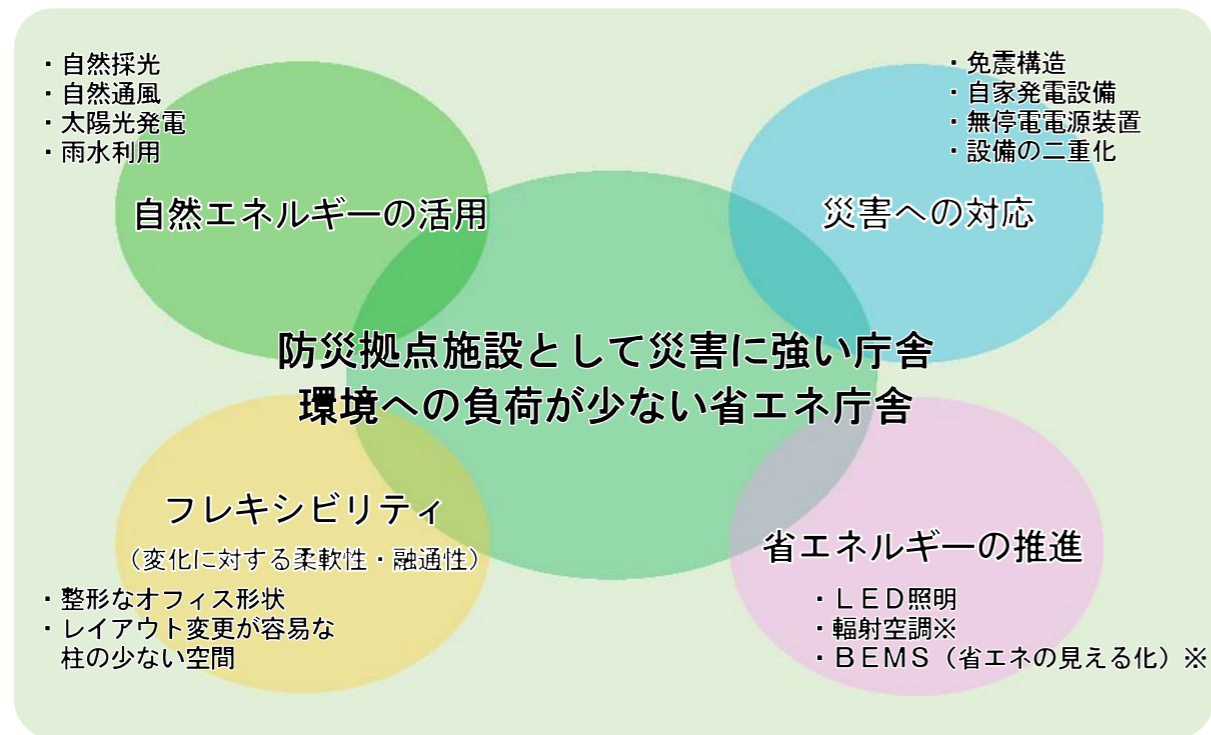
- ・ 地震力に対して建物の安全性を確保する方法として、「耐震構造」、「制震構造」、「免震構造」の 3 つの構造方式に区別され、主な比較内容を表に示します。本計画の構造形式は大地震後の建物機能の維持・建物の更新性に優れた「免震構造」とします。

構造形式	耐震構造	制振構造	免震構造
概要			
大地震時の揺れ方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震の揺れ方に合わせ、激しく早く揺れる。揺れの激しさ（加速度）の制御は困難である。</li> <li>・ 大地震後、骨組みが使用可能でも、設備や什器の復旧に手間取る可能性がかなり高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震構造と同様に、激しく早く揺れる。揺れの激しさ（加速度）は耐震構造より小さくできるが、限界がある。</li> <li>・ 耐震構造と同様に設備や什器の復旧に手間取る可能性がかなり高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の構造とは異なり、地震時は大きくゆっくりと揺れる。</li> <li>・ 建物に作用する加速度が非常に小さいため、骨組みはもろんのこと設備や什器への被害が非常に小さく抑えられる。</li> </ul>
建物状態（大地震後）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 骨組みが損傷するので残留変形が発生する可能性がある。変形が大きく仕上げ材の損傷が大きい。</li> <li>・ 最も地震時の揺れが大きく、什器の転倒・落下の可能性がかなり高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 骨組みの塑性化は小さいため残留変形はほとんど発生しない。仕上げ材の損傷が抑えられる。</li> <li>・ 耐震より地震時の揺れは小さいが瞬時の揺れは大。什器の転倒・落下の可能性有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震エネルギーの入力を低減でき、骨組みや仕上げ材を無被害に抑えられる。</li> <li>・ 建物に作用する地震力を小さくできるため、什器の転倒・落下を抑えられる。</li> </ul>
大地震後の補修費用	・ イニシャルコストは安く抑えることができるが、大地震に遭遇したときの補修費は大きい。	・ 耐震構造に比べ、制振ダンパー費用が追加される。大地震に遭遇したときの補修費は耐震構造に比べ小さい。	・ 土を掘る費用、免震層躯体費や免震装置費用のコストが追加が必要となるが、大地震に遭遇したときの補修費はほとんど不要。
建物機能の維持	難しい △	難しい △	可能 ◎
建物計画の自由度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物内部に柱や耐力壁の耐震要素が多く必要。</li> </ul> △	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物内部に制振部材が必要。</li> </ul> △	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作用地震力が小さいため、耐震要素を多く必要としない。大スパン柱配置など建物計画の自由度が向上する。</li> </ul> ◎

## 2-4 環境・防災計画

### 1. 基本的な考え方

- ・ 自然エネルギーの積極的活用と最新の省エネルギー技術の導入により、環境への負荷が少ない庁舎とします。
- ・ 費用対効果が高く、建物のライフサイクルコストを低減する設備計画とします。
- ・ 防災拠点として、災害時にも機能しつづけるための建物耐震性能の確保、インフラ整備を行います。

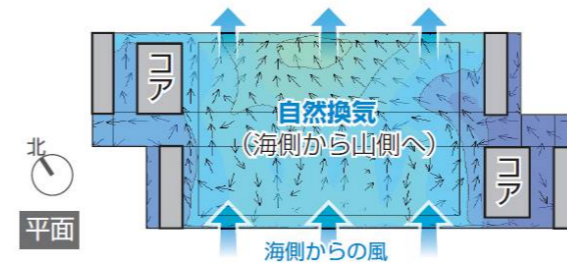


#### 防災性+環境性に優れた庁舎のイメージ

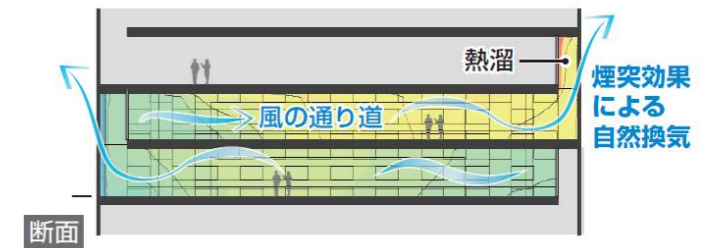
- ※ 輻射空調 冷水や温水が循環するパネルにより、風主体ではなく輻射熱による空調方式
  - BEMS Building Energy Management System
- (ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。)

### 2. 自然エネルギーの活用

- ・ 太陽光パネルの設置、雨水利用、自然採光、春や秋といった中間期に自然換気が可能な計画とするなど、自然エネルギーを活用した施設計画とします。



南北面の窓による平面的な風の流れをつくる



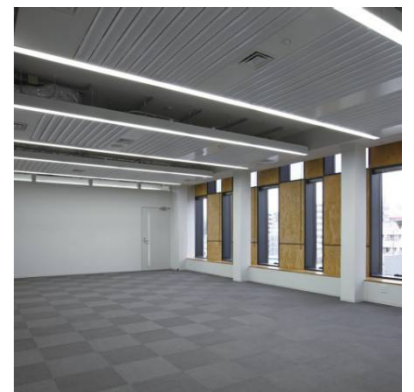
吹き抜け(熱溜)の煙突効果による風の流れをつくる。

### 3. 省エネルギーの推進

- ・ 庇などによる日射負荷の低減や断熱性能の向上、快適性と経済性の高い輻射パネル空調方式の採用、LED照明などの省エネ機器の選定、明るさセンサや人感センサを活用した照明制御などにより、建物の一次エネルギー消費量を現行省エネ基準に対して50%以上削減することを目指します。
- ・ BEMSを採用して、災害時における非常用設備機器への対応、機器及びシステムの適切な維持管理により、光熱水費の低減につながる監理を行います。



執務室内部の環境イメージ



輻射パネルの例

#### 4. 災害への対応

- ・新庁舎の低層部は、市民等の一時避難受け入れや災害情報発信等の「市民支援エリア」とし、その上層部分に災害対策本部など災害時対応の司令塔となる「災害時応急対策活動エリア」を配置します。



- ・災害発生に伴う停電時においても市庁舎としての機能が維持出来るように、非常用発電設備を設置するとともに、3日以上稼働するために必要な重油を備蓄する計画とします。
- ・受変電設備への引込は2回線とし、一方からの電力供給が途絶えても予備配線から電力供給できるよう、信頼性を高めます。
- ・中圧ガスを燃料とした発電設備（コージェネレーション設備）や太陽光発電設備を整備し、電力供給の複合化を図ることで、電力供給の確実性を高める計画とします。
- ・水道水の他に、雨水などを再利用水として利用するとともに、非常用排水槽の設置などにより、災害時のライフライン途絶時にも施設が機能できるような計画とします。

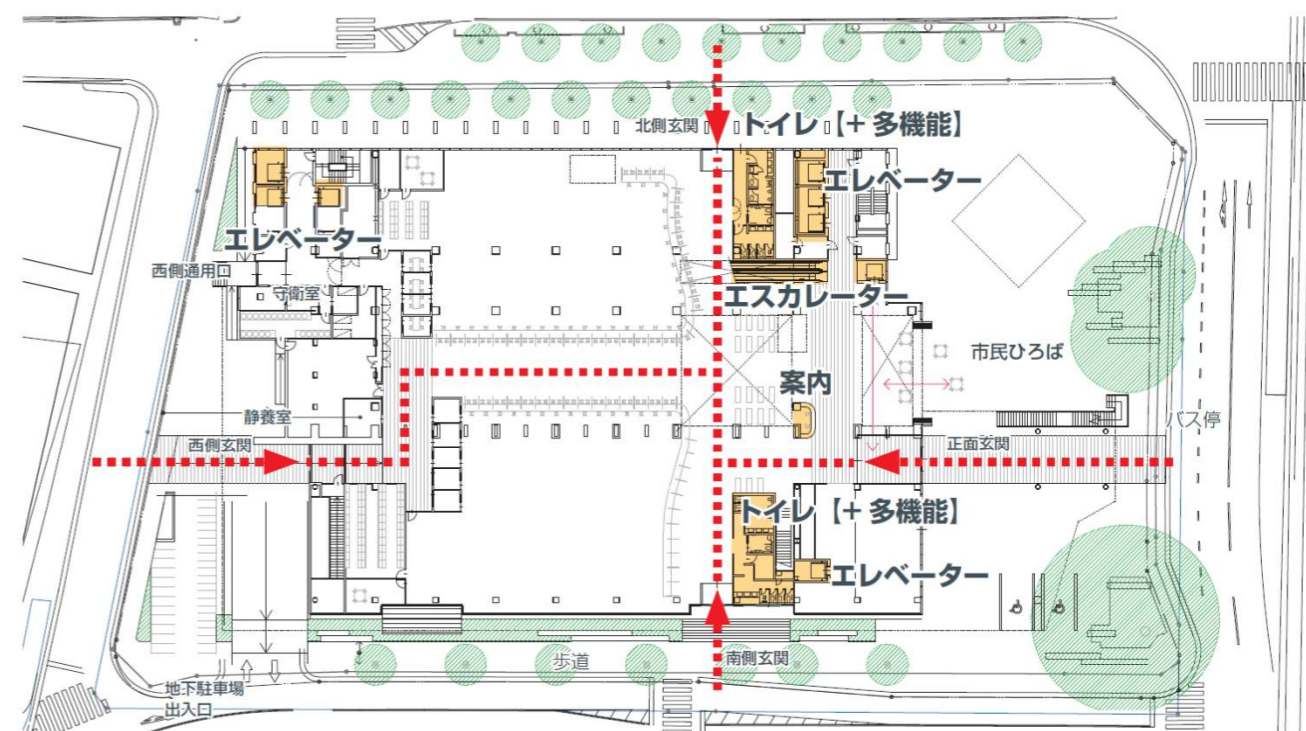
- ・災害時においても、必要な機能を確保するため、庁舎内の諸室ごとに電力供給の割合を設定します。

	基幹諸室	優先執務室	一般執務室	市民支援諸室	その他
照明	100%	100%	10%	40%	10%
コンセントなど	100%	100%	10%	10%	10%
空調	100%	なし	なし	なし	なし

- 1) 基幹諸室 …災害対策本部、防災危機管理室、市長室エリア、広報広聴課、サーバー室、機械室など
- 2) 優先執務室 …避難活動の支援や市民活動（災害情報入手、食料及び生活必需品の確保等）の支援、ライフライン・交通インフラの応急対応等の非常時優先業務に従事する部局（執務室のうち約3割）
- 3) 一般執務室 …執務室のうち、優先執務室以外
- 4) 市民支援諸室…市民等の一時避難を受け入れるエリア
- 5) その他 …廊下、トイレ、駐車場などのエリア

#### 2-5 ユニバーサルデザイン計画

- ・年齢、性別、障害の有無、国籍によらず、誰にとっても分かりやすく、安全で、使いやすいユニバーサルデザインによる庁舎を目指します。
- ・「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の建築物移動等円滑化基準および「長崎県福祉のまちづくり条例」を満たす計画とします。
- ・建物の玄関を各面に設け、各方面から段差なくアプローチできる計画とします。
- ・建物の東西に、エレベーター・階段・トイレを設け、中央に通路を設けた分かりやすい平面計画とします。
- ・低層階の平面を広く確保するとともに、利用頻度の高い窓口を配置し、「上下の移動の負担を抑えた」断面計画とします。
- ・様々な方の利用に対応した、窓口カウンター・トイレ・サインなどを導入し、誰にとっても「使いやすい」施設とします。
- ・ユニバーサルデザイン計画については、引き続き市民の皆さんからご意見をお聞かせいただきながら、実施設計を進める中で更に詳細な検討を行っていきます。



1階平面図 (縮尺 1/800)



【参考資料1】基本設計策定までの経過

1 新市庁舎建設事業の主な経緯

年月	内容	備考
平成3年度	庁舎建設検討委員会（庁内）の設置	
平成4年3月	市庁舎建設整備基金の設置	
平成4年度	庁内ワーキンググループによる検討	
平成7年度	市庁舎・病院建設特別委員会（市議会）の設置	
平成13年度	市庁舎建設問題検討準備委員会（庁内）の設置	
平成21年度	市庁舎、市民会館及び公会堂の耐震診断の実施 ※Is値：市庁舎の目標値は0.9 ⇒本館0.3～0.5、本館（増築部）0.25～0.96、別館0.15～0.5、 議会0.38～1.18	
平成22年度	公共施設活用特別委員会（市議会）の設置 大型公共施設更新計画検討会議（庁内）の設置	
平成23年2月	大型公共施設の整備方針の公表 ・耐震化の方針 市庁舎は「建替え」を耐震化の方針とする ・市庁舎の建替えを検討するエリアについての方針 「現在の市庁舎がある場所から公会堂を含む一帯」とする	2-(1) 参照
平成23年度	市庁舎建設特別委員会（市議会）の設置 長崎市庁舎建替に関する市民懇話会の設置	2-(2) 参照
平成24年度	市庁舎建設特別委員会（市議会）の設置	
平成25年1月	市庁舎等の建設場所についての方針表明 「公会堂及び公会堂前公園敷地」とする	2-(3) 参照
平成25年度	市庁舎・支所機能再編検討特別委員会（市議会）の設置 長崎市新庁舎建設基本計画検討市民会議の設置 長崎市新庁舎建設基本計画案に関するパブリックコメントの実施	3-(1) 参照
平成26年2月	長崎市新庁舎建設基本計画の策定 「長崎市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」、市庁舎関連予算の議案を提案 ⇒ 条例は継続審査を経て6月議会で議案撤回、関連予算は認められず	3-(2) 参照
平成28年11月	長崎市新庁舎建設基本計画の改定 「長崎市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」、市庁舎関連予算の議案を提案 ⇒ 条例は可決、関連予算は一部減額修正の上、可決	
平成29年度	長崎市新庁舎建設基本設計に着手 長崎市新庁舎建設シンポジウムの開催 新市庁舎建設に係る議会機能整備検討会（市議会）の設置 長崎市新庁舎建設ワークショップ（市民、学生、中学生）の開催 長崎市新庁舎建設基本設計素案に関するパブリックコメントの実施	4 参照
平成30年5月	長崎市新庁舎建設基本設計の策定	

2 市庁舎の建替えと建替え場所の決定について

(1) 大型公共施設の整備方針の公表（平成23年2月）

ア 耐震化の方針：市庁舎は「建替え」を耐震化の方針とする

○耐震補強では、庁舎が抱える「老朽化、庁舎の分散」という根本的な課題が解決せず、また、建替えに比べて費用対効果が小さく、補強後は、庁舎の事務所としての機能の確保が困難である。

イ 建替えを検討するエリアの考え方：「現在の市庁舎がある場所から公会堂を含む一帯」とする

○長崎市のまちづくりの大きな方針である、陸の玄関口の「長崎駅周辺」、新大工町から中通りを経て南山手に至る「まちなか地区」、海の玄関口の「水辺の地区」という3つの拠点の連携において、現在の市役所は、これらを結びつける重要な位置にある。

○市庁舎には多くの市民が出入りする集客施設という側面もある。このエリア内に市役所を置くことで、長崎駅周辺とまちなか地区、水辺の地区といった都市の拠点のつながりが、“線から面”に拡がり、都心部全体への人の回遊性の維持や中心市街地の活力の向上に繋がる。

○まとまった規模の市有地があり、土地取得を要しない。

○交通の利便性が高い。

(2) 長崎市庁舎建替に関する市民懇話会（平成23年度）

○構成：学識経験者、自治会、経済、文化、福祉関係団体、公募市民など27名

○主な議題：

「現庁舎の現状と課題、建替えの必要性について」

「新庁舎のあり方、基本的機能について」

「新庁舎の建設場所について」



(3) 市庁舎等の建設場所についての方針表明（平成25年1月）

「公会堂及び公会堂前公園敷地」とする

○建替えを検討するエリアの決定理由に加え、現在の市役所がある場所に比べて、施設計画に制約条件が少なく、1棟にまとまり、より良いサービスを提供できる。

○防災拠点としての安全性も確保した庁舎が早期に実現できる。

○工事期間が短く、コスト的に有利である。

○まちなか軸に一步近づくことで、まちなか・市庁舎双方の交流と賑わいが期待できる。



### 3 長崎市新庁舎建設基本計画について

#### (1) 長崎市新庁舎建設基本計画検討市民会議（平成25年度）

○構成：学識経験者、自治会、福祉、市民活動、文化、福祉関係団体、公募市民など27名

○主な議題：

- 「市役所の新しい使い方について」
- 「窓口のあり方について」
- 「誰もが使いやすい庁舎について」
- 「環境にやさしい取り組みについて」



#### (2) 長崎市新庁舎建設基本計画の概要（平成26年2月策定、平成28年11月改定）

##### ア 基本的な考え方

- ・周辺庁舎も含めた所属の1棟集約（一部の所属を除く）
- ・市民の利便性向上、業務環境の改善、市民と行政、市民と市民の結節点としての機能充実に必要なスペースを確保
- ・防災拠点として必要な性能、機能を確保

##### イ 建設規模

床面積 52,500 m<sup>2</sup>程度

職員数：約 2,160 人、議員数：40 人

##### ウ 事業手法

設計、施工分離発注方式（従来方式）

##### エ 事業費

258 億円程度

《財源》

基金積立金 160 億円（平成 28 年度末時点）  
 国庫支出金等 98 億円（国庫支出金、地方債ほか）

##### オ 事業スケジュール

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
設計業者選定 及び基本設計		実施設計	建設工事			

#### カ 新庁舎の整備方針・機能充実のポイント

##### (ア) 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎

- ・市民が身近に感じ、親しまれる庁舎を目指します。
- ・市民と行政の協働や交流を進める庁舎を目指します。

##### (イ) まちの活性化に貢献する庁舎

- ・まちなかの賑わい創出に寄与し、まちのシンボルとなるような庁舎を目指します。

##### (ウ) 人と環境にやさしい庁舎

- ・高齢者や障害者、子ども連れなど多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した庁舎を目指します。
- ・「光」「風」「水」「土」「緑」を利用した環境にやさしい機能を取り入れ、環境への負荷の低減と市民の環境への意識を高める庁舎を目指します。

##### (エ) 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎

- ・災害時に、市民を守り支援することができる災害に強い庁舎を目指します。

##### (オ) 市民へ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎

- ・市民サービスの向上を図り、訪れやすく、事務効率に配慮した機能的な庁舎を目指します。

##### (カ) 経済的で柔軟性のある庁舎

- ・コスト縮減に取り組むとともに、時代の変化に対応できる庁舎を目指します。

##### (キ) 開かれた議会、親しまれる議会機能を備えた庁舎



## 4 長崎市新庁舎建設基本設計策定に係る意見聴取について

基本設計を進めるにあたり、新庁舎建設に係る市民の皆さんへの周知や意見聴取を目的に、次のとおりシンポジウムやワークショップを開催しました。

### (1) 長崎市新庁舎建設シンポジウムの開催

【日時】平成29年7月17日(月・祝) 13:30~16:15

【場所】メルカつきまち 5階ホール

【参加者】約170人

【内容】

- 新庁舎建設事業に係るこれまでの経緯と今後のスケジュールの説明
- 設計に係る技術提案内容の説明
- パネルディスカッション

テーマ：市民に親しまれ、つながりの拠点となり、まちのシンボルとなる「新しい市役所」の実現に向けて

パネリスト：宮原 和明 氏（基本設計受注者選定審査会会長／長崎総合科学大学名誉教授）

藤本 陽一郎 氏（長崎商工会議所青年部）

箴島 亮 氏（株式会社山下設計 常務執行役員 九州支社長 兼 設計本部長）

田上 富久（長崎市長）

コーディネーター：高尾 忠志 氏（長崎市景観専門監／九州大学准教授）



### (2) 長崎市新庁舎建設ワークショップ（市民、学生、中学生）の開催

#### ア 全体概要

- 市民、学生、中学生のべ271人に参加いただきました。
- 全体で926件の意見を頂きました。このうち、基本設計に関するものが538件、基本計画に関するものが90件、実施設計以降に関するものが298件でした。
- 建設場所や一棟集約の考え方など基本計画に関することについては、ワークショップの中で長崎市の考え方を説明しました。
- 意見が分かっていた1階フロアの使い方やレストランの配置については、最終の市民ワークショップにおいて、「1階には窓口を優先して配置」、「レストランは展望フロアではなく低層部がよい」といった意見が多くを占めました。

#### イ 各ワークショップの概要

##### (ア) 市民ワークショップ（3回（①8月26日(土)、②10月20日(金)、③12月17日(日)））

【対象】地元自治会、高齢者、障害者、子育て、防災などの団体推薦者及び公募市民

※参加メンバー63人（団体推薦43人、公募20人）

【参加者】①52人、②47人、③40人（※③は学生WSからの参加者5人含む）

【主な意見（最終回で多かったもの）】

- ・1階には窓口を優先して配置したほうが良い。（市役所本来の役割を優先）
- ・レストランは展望フロアではなく低層部がよい。（展望フロアはカフェ機能程度） など



##### (イ) 学生ワークショップ（2回（①9月24日(日)、②11月11日(土)））

【対象】市内の学校（大学・短大・専門学校・高校）に在学する学生  
※市内9校61人より申込み（学校推薦48人、公募13人）

【参加者】①50人、②44人

【主な意見（アイデア）】

- ・災害時に届いた救援物資を保管、分配するスペースが必要ではないか
- ・多目的ホールが、世代間、学生同士の様々な職種の交流の場になるとよい など



##### (ウ) 中学生ワークショップ（1回（8月2日(水)、4日(金)）） ※中学生議会の中で開催

【対象】市内中学校の生徒会リーダー

【参加者】38人

【主な意見（アイデア）】

- ・観光案内所の近くに平和や原爆に関する資料やパネルを置く
- ・観光者向けにプロジェクションマッピングを上映する など



シンポジウムや各ワークショップで頂いたご意見等については、ホームページに詳しく掲載しています。

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/792100/792110/p029253.html>

【補足1】長崎市が進めるまちづくりの考え方と新庁舎が果たす役割

(1) 長崎市第四次総合計画が掲げる将来の都市像

長崎市総合計画は、長崎市が策定する計画の中で最も重要な計画です。この計画の中では、長崎市の将来の都市像として「個性輝く『世界都市』」「希望あふれる『人間都市』」を掲げています。

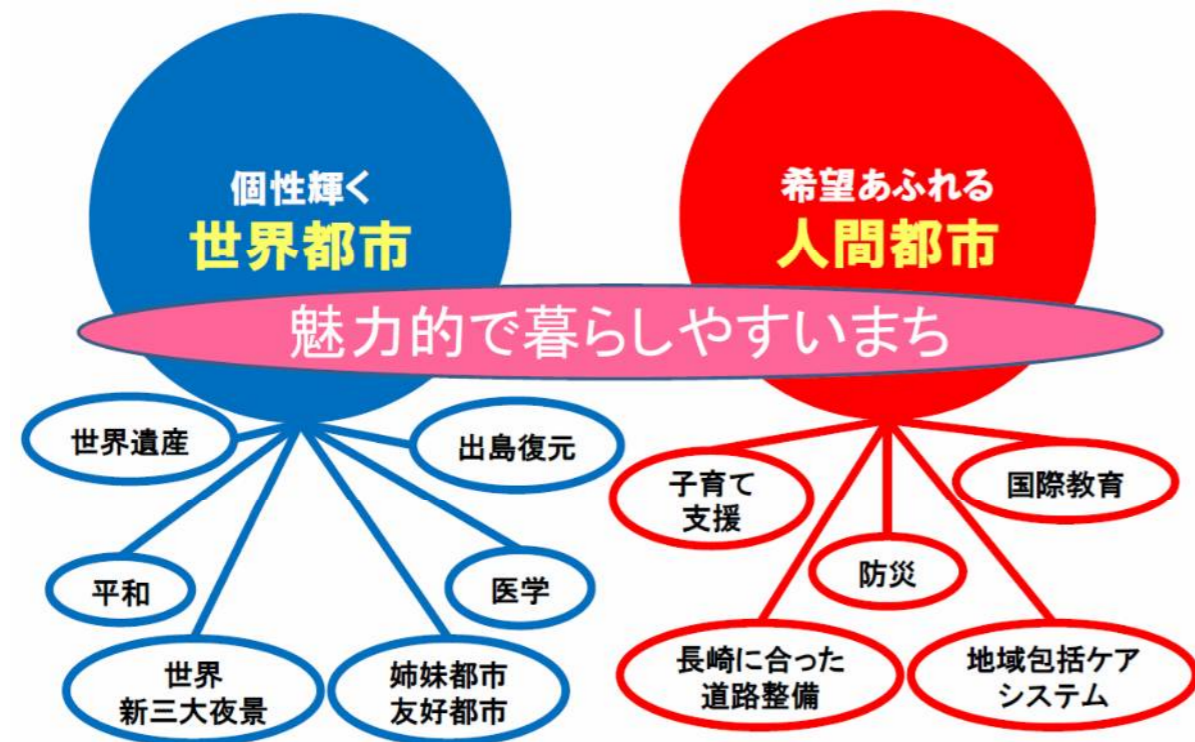
「個性輝く『世界都市』」とは、交流の歴史のなかで育んできた独特の文化や産業、平和への強固な想いなど、長崎ならではの個性を磨き、強みとして活かしながら、その価値を世界へ向けて発信するとともに、長崎にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界の長崎」としてキラリと光る存在感のある都市の姿を示しています。出島の復元や世界遺産登録の推進、世界新三大夜景に選ばれた夜景の質の向上のなどを進めています。

また「希望あふれる『人間都市』」とは、人間性が尊重され、お互いの個性を認め合い、他者を思いやり支え合いながら、子どもから高齢者までだれもが豊かでいきいきと暮らせる都市の姿を示しており、長崎に合った暮らしやすさを創っていかうとするものです。子育て支援や地域における支え合いの体制づくりなどを進めています。

そして、長崎市総合計画のもう1つのキーワードは「つながりと創造」です。市民、企業、大学、行政などがお互いにつながることで、新たな成果や価値、仕組みなどを創造していかうとする、まちづくりの基本姿勢です。

交流によって栄える「世界都市」、暮らしやすさを創造する「人間都市」というビジョンと、それを実現するための「つながりと創造」という基本姿勢のもと、長崎市を「魅力的で暮らしやすいまち」にしていきたいと考えています。

【将来の都市像】

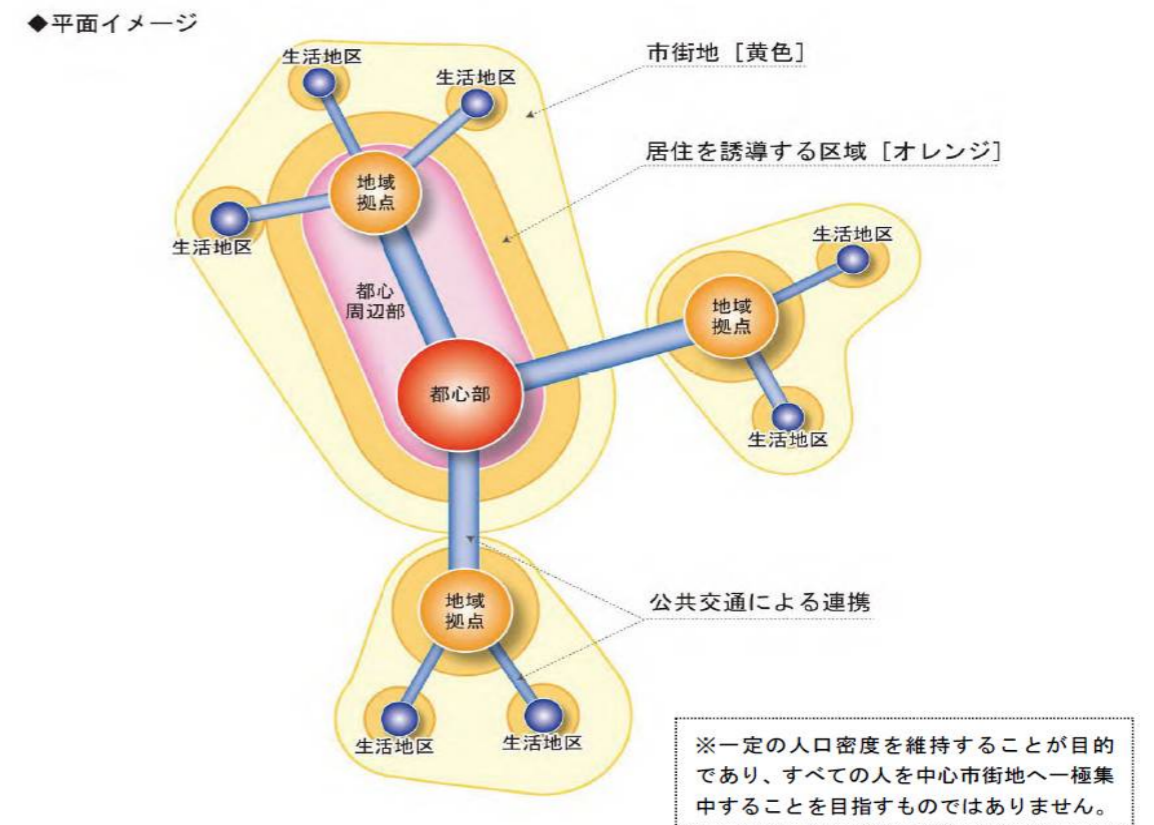


(2) 都市計画マスタープランが目指す都市像

今後、人口の急速な減少と高齢化が進む中でも、安全・安心で快適な生活環境を実現するためには、既存の都市インフラ等の一層の活用により、都市経営コストの削減を図りながら、経済活動の効率化や地域の活性化を図ることが必要であり、そのためにはコンパクトな都市構造とすることが重要です。

このことから、都市計画マスタープランでは、将来の人口減少と高齢化を見据え、長崎の持つ基本的な「まちのかたち」を踏まえつつ、将来にわたり賑わいと活力を支える3つの主要な地域（「都心部」・「都心部周辺」・「地域拠点」）と「生活地区」を位置付けています。また、3つの主要な地域と生活地区との連携強化を図るため、公共交通や道路、情報などの地域間を結ぶネットワークを形成する『ネットワーク型コンパクトシティ長崎』の実現を目指しています。

<ネットワーク型コンパクトシティ長崎のイメージ>



※地域の分類

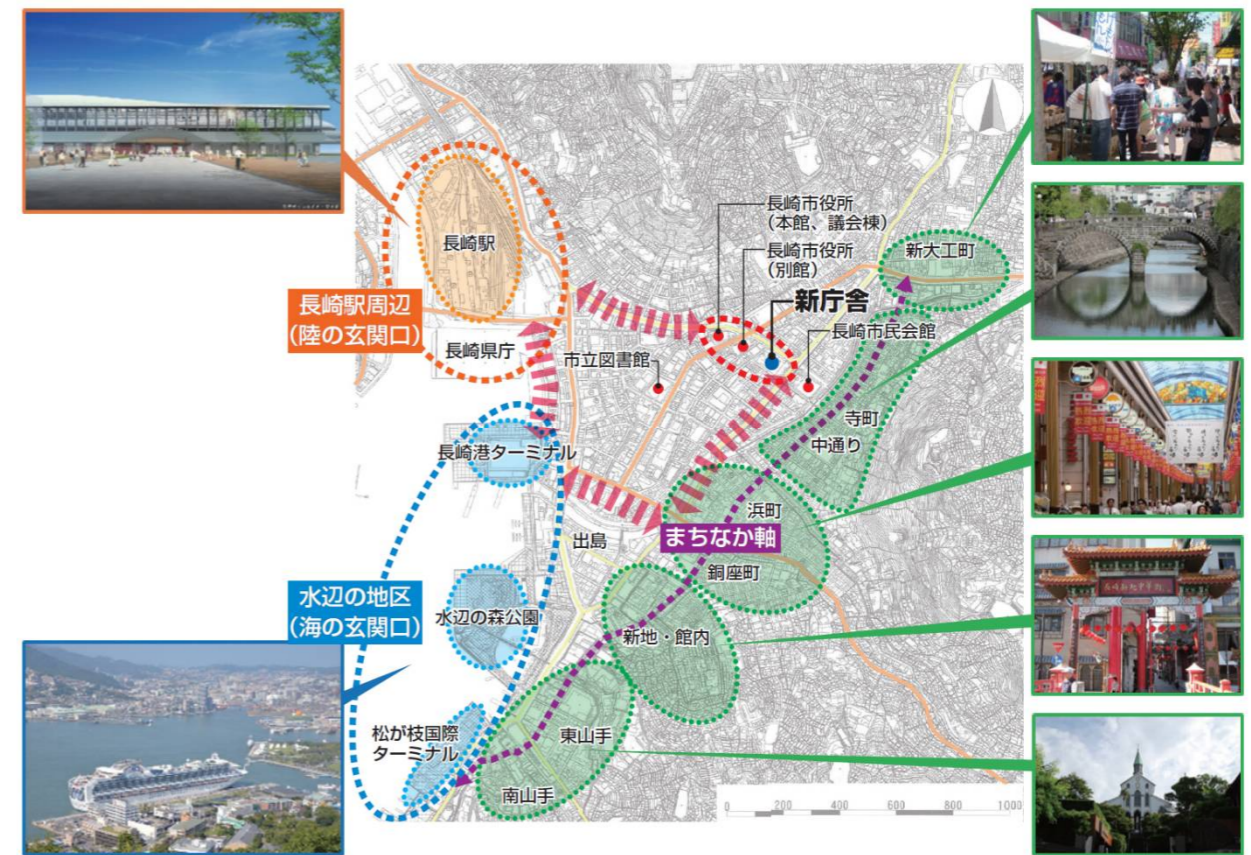
区分	位置付け
都心部	高いレベルでの商業・業務・行政・福祉などの都市機能が集約し、市全体をけん引する役割を担う地域
都心部周辺部	商業・業務・行政・福祉などの都市機能が集約し、都心部と利便性の高い公共交通で結ばれ、都心部の賑わいと活力を支える地域
地域拠点	将来的にも都心部・都心部周辺部を補完する商業・業務・行政・福祉などのサービスを担うべき地域
生活地区	地域コミュニティの中心であり、将来的にも公共交通により都心部・都心部周辺部・地域拠点との連携を図る地区

(3) 都心部におけるまちづくりの考え

都心部においては、県と連携して進めている都市再生総合整備事業の中で、エリアごとに整備計画を策定し関連事業の推進を図ることにより、各エリア間のつながりを深め回遊性を生み出し、都心部全体に賑わいを創出していくことを目指しています。



<新庁舎と3つの拠点の位置関係>



<まちなかに庁舎機能が加わるイメージ>



(4) 新庁舎が果たす役割

長崎市では、「まちぶらプロジェクト」により、まちなかの魅力を高め、賑わいを生み出していくための様々な施策を推進しています。市庁舎は1日に約4,000人が出入りする“集客施設”としての機能も有しており、この施設がまちなか軸に一步近づくことにより、まちなかに人を呼び込む大きな原動力となるのが期待できます。

また、これからの市庁舎は、これまでの「手続きや相談を行うだけの場所」ではなく、市民の皆さんと行政や市民の皆さん同士が「つながる場所」を提供していく必要があります。

長崎の古くからの歴史や文化を色濃く残し、また、中心商業地としての賑わいなど様々な機能を有している「まちなか」に、新たに庁舎機能が加わり、「つながる場所」としての役割を果たすことで、まちなかの魅力が一層高まり、新たな賑わいを生み出すことができるものと考えています。

このことにより、長崎駅周辺とまちなか、水辺の地区といった都市の拠点のつながりが、“線から面”に広がり、長崎市の都心部全体の人の回遊性の維持や中心市街地の活力の向上に繋げていくことを目指しています。

**【補足2】県庁舎跡地活用に係るこれまでの経過**

県庁舎跡地に市役所を建設してはどうかという意見がありますが、県庁舎跡地活用については、次のような経過があります。

年月	内容
平成 21 年 2 月	「県庁舎跡地活用プロジェクト会議」の設置 ・副知事・副市長級の会議
平成 22 年 1 月	「長崎県県庁舎跡地活用懇話会」から知事へ提言 ○基本理念 ・長崎発祥の礎であり、かつ、中心市街地の核ともいべき唯一無二の場所 ・県庁舎という行政機関が占有し続けることは、この場所の本来持つ価値や可能性を将来にわたり閉ざしてしまう など
平成 26 年 4 月	「長崎県県庁舎跡地活用検討懇話会」から知事へ提言 (1)主要機能候補 「多目的広場機能」、「歴史・情報発信機能」、「ホール機能」 (2)附帯機能候補 「展望機能」、「観光情報機能」、「飲食・物販機能」、「バスベイ・駐車場機能」、「多目的会議室機能（中小コンベンション含む）」
平成 26 年 7 月	長崎市から跡地活用に関する機能の提案 ○ホール機能：1,000～1,200 席で音楽、演劇に利用できる多機能ホール（音楽や演劇に高いレベルで対応できるホール） ○歴史・情報発信機能：出島との連携 ○駐車場：バス駐車場 など
平成 28 年 2 月 定例県議会	県庁舎跡地活用に関する県の基本的な考え方の表明 (1)主要機能について ①多様なイベント等により賑わいを創出する広場 ②歴史・観光情報の発信も行う交流の場や県都長崎に相応しい迎賓機能を備えた交流・おもてなしの空間 ③歴史あるこの地に相応しい文化の中心となる質の高い文化芸術ホール (2)附帯機能について 「展望・飲食」、「駐車場」、「バスベイ」、「会議室」、「石垣・第三別館」
平成 29 年 2 月 定例県議会	県庁舎跡地活用に関する県の考え方についての答弁 ○引き続き、県議会の意見をいただきながら、広場と交流・おもてなしの空間を中心に、整備に向けてさらに具体的な検討を進めることとし、ホールについては、適切な時期に今後の方向性を判断したい。

- 県庁舎跡地は、長崎市にとっても重要な場所であることから、県民・市民にとってより良い活用となるよう、副知事・副市長をメンバーとする「県庁舎跡地活用プロジェクト会議」を設置するなど、県市で協議を重ねてきました。
- この検討にあたっては、まず、広く県民及び専門家などの意見を求めるため、平成21年8月に「長崎県県庁舎跡地活用懇話会」が設置され、基本理念、基本的な方向、期待される活用方法などについて、平成22年1月に知事に対して提言がなされました。この提言の基本理念の中では、「長崎発祥の礎であり、かつ、中心市街地の核ともいべき唯一無二のこの場所を、県庁舎という事務所機能を中心とした行政機関が占有し続けることは、この場所が本来持つ価値や大いなる可能性を将来にわたり閉ざしてしまう」と述べられています。
- その後、この提言における基本理念などを踏まえ、県庁舎跡地の具体的な活用案について検討するため、平成24年7月に「長崎県県庁舎跡地活用検討懇話会」が設置され、10回にわたる協議を経て、平成26年4月に「県庁舎跡地活用にかかる提言」が知事に対して提出されています。この県庁舎跡地活用にかかる提言では、主要機能候補として「多目的広場機能」、「歴史・情報発信機能」、「ホール機能」が掲げられ、附帯機能候補としては、「展望機能」や「バスベイ・駐車場機能」などが掲げられています。
- この2つの懇話会からの提言を念頭に県市で協議を重ねるとともに、県議会での議論を踏まえ、平成28年2月に、県から県庁舎跡地活用の基本的な考えとして、3つの方向性（「多目的広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」）を中心に検討する方針が示されています。
- その後、県は、「広場」と「交流・おもてなしの空間」の2つの機能について整備に向け具体的な検討を進め、「ホール」については、適切な時期に今後の方向性を判断したいとの考えを示している状況です。

➤ このように、県庁舎跡地活用については、県が設置した2度の懇話会において、跡地活用に関する基本理念や行政機能を含まない具体的な主要機能及び付帯機能が提言され、これを受けて、基本的な考え方が示されています。

➤ 一方、市庁舎の建替え及び建替え場所の検討にあっても、長い時間をかけて、市民の利便性の向上、事業期間、コスト、まちの賑わいなどの観点から多面的に評価・検討を行い、併せて市民の皆さんからいただいた意見を十分に反映し、方針を決定しており、この方針に基づき着実に事業を進めていくことが最良の方策であると判断しています。

## 【参考資料2】長崎市新庁舎建設基本設計における設計方針

長崎市新庁舎建設基本計画に掲げる「市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎」などの7つの目指すべき姿と基本方針等を実現するため、市民や学生の皆さんによるワークショップ等で頂いた意見や、市議会における議論を踏まえ、設計方針を次のとおり整理しました。

基本計画		設計方針
新庁舎の目指すべき姿と基本方針等	整備方針	
<p>1 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が身近に感じ、親しまれる庁舎を目指します。</li> <li>● 市民との協働や交流を進める庁舎を目指します。</li> </ul>	<p>(1) 市民が訪れたいような庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 来庁者が心地よく過ごすことができる空間</li> <li>イ 市民によるイベントや展示など多目的利用が可能な空間</li> </ul> <p>(2) 市民と行政の協働、市民と市民のネットワークを広げる庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 会議室の市民利用</li> <li>イ 市民との協働を高める執務環境</li> <li>ウ 市民によるイベントや展示など多目的利用が可能な空間</li> </ul> <p>(3) 情報発信・受信できる庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市の情報をまとめて見ることができる場所</li> <li>イ 市の魅力を発信する場所</li> <li>ウ 市民活動や地域情報を共有できる場所</li> </ul>	<p><b>利用しやすい窓口とプライバシーへの配慮</b> 市民の皆さんを出迎えるような、分かりやすく使いやすい窓口の配置とします。 1階には身近な手続きに関する窓口と高齢者・障害者等の福祉に関する相談窓口を、2階には子育てに関する機能を集約した「子育てワンストップ窓口」を、3階と4階には市税や生活保護などの専門的な相談窓口を配置し、市民サービスの利便性を高めます。 また、手続きや相談を安心して行えるよう、プライバシーに配慮した窓口や相談室を配置します。</p> <p><b>快適な待合スペース</b> 手続きの間、快適に待ち時間を過ごすことができるような待合スペースを確保します。 また、子供連れの方のためにキッズスペースを隣接して配置するなど、市民の皆さんが安心して手続きや相談ができる計画とします。</p> <p><b>長崎のまちを眺望できる展望スペース</b> 長崎港や女神大橋、中心市街地、稲佐山など長崎の風景を一望することができる展望スペースを最上階に配置します。</p> <p><b>ゆとりのあるエントランスホールとエスカレーターの設定</b> 来庁者の待合や休憩場所として活用でき、また、パブリックビューイングなどのイベントにも対応できるような、ゆとりのあるエントランスホールを設置します。 また、市民利用の多い低層階部分をスムーズに移動できるよう、1階から4階までエスカレーターを設置します。</p> <p><b>市民と行政との協働の促進や市民間の交流の拡大につながる市民利用スペース</b> 市民が利用できる多目的スペースや会議室、様々な情報の発信・受信を可能にする情報スペースを低層階に配置し、市民と行政の協働や市民間の交流の拡大を図ります。 また、セキュリティラインを設けることで、これらのスペースは平日の夜間や休日にも開放可能な計画とします。</p>
<p>2 まちの活性化に貢献する庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● まちなかの賑わい創出に寄与し、まちのシンボルとなるような庁舎を目指します。</li> </ul>	<p>(1) まちなかをつながりを深める庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 多目的に利用できる広場</li> <li>イ まちなかをつながる歩きやすい環境の整備</li> <li>ウ 公共交通の利便性の確保</li> </ul> <p>(2) 市民が誇れるまちのシンボルとなるような庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 景観形成への寄与</li> </ul>	<p><b>賑わいを創出する広場</b> 市民が気軽に訪れくつろぐことができ、さらに、市民の交流イベントや、くんちの庭先回り、ランタンフェスティバル時のオブジェの展示など、様々なイベントに活用できる広場を設置することで賑わいの創出につなげます。 また、広場でのイベントの様子を見ることができるよう低層階にはテラスを設置します。</p> <p><b>公共交通の利便性の確保と快適かつ安全な歩行空間</b> 円滑な交通環境を確保するため、周辺道路を拡幅するとともに、バスベイ、タクシーベイを配置します。 また、庁舎周辺を快適かつ安全に歩行できるよう、十分な広さを持った歩道と季節を感じられる緑の空間を整備します。</p> <p><b>シンボル性と周辺との親和性の両立</b> 建物を低層部と高層部に組み合わせて配置することで、周辺環境との調和を図りつつ、シンボル性のある市庁舎を目指します。 また、高層部については、風頭などの眺望ポイントからの景観に配慮した高さ、形状とします。</p> <p><b>先進の技術と長崎らしさを感じさせるデザイン</b> 高層部については、免震効果を高めるため木質耐震パネルを用いた「外殻ワッフル構造」を採用し、木の表情が外観として表れるデザインとします。</p>

基本計画		設計方針
新庁舎の目指すべき姿と基本方針等	整備方針	
<p>3 人と環境にやさしい庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や障害者、子ども連れなど多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した庁舎を目指します。</li> <li>● 「光」「風」「水」「土」「緑」を利用した環境にやさしい機能を取り入れ、環境への負荷の低減と市民の環境への意識を高める庁舎を目指します。</li> </ul>	<p>(1) 誰もが使いやすい庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 誰もが安全で使いやすい空間・設備</li> <li>イ 分かりやすい案内・誘導</li> </ul> <p>(2) 環境負荷の低減に配慮した庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 水資源の有効活用</li> <li>イ 長期間使用可能な建物</li> <li>ウ 省エネルギーの推進</li> <li>エ 公共交通機関の利用促進</li> </ul>	<p><b>すべての人に配慮したユニバーサルデザイン</b> 年齢、性別、障害の有無、国籍によらず、誰にとっても分かりやすく、安全で、使いやすいユニバーサルデザインによる庁舎を目指し、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」の建築物移動等円滑化基準及び「長崎県福祉のまちづくり条例」を満たす計画とします。</p> <p><b>分かりやすいサイン計画</b> 庁舎全体のサインの形状、書体、記号、色彩などデザインの統一を図ります。 また、ユニバーサルデザインに配慮し、サインの形や文字の大きさを工夫するなど、色を見分けにくい人を含めたすべての人が目的とする場所を容易に認識できる計画とします。</p> <p><b>自然エネルギーを活用した環境負荷の低減</b> 太陽光、雨水、採光、風など自然エネルギーの活用と併せて、省エネ機器の採用や断熱性能の向上などにより省エネルギーを推進し、ライフサイクルコストの低減を図ります。 また、長期間の使用可能な庁舎となるよう、建物の構造や材料の選定、維持管理のしやすい材料や設備等の更新を考慮した施設計画とします。</p>
<p>4 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に、市民を守り支援することができる災害に強い庁舎を目指します。</li> </ul>	<p>(1) 耐震安全性と防災拠点としての機能を備えた庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害時に迅速に対応できる防災・災害復興拠点機能</li> </ul>	<p><b>免震構造を備えた防災拠点の整備</b> 災害時の中枢拠点として、建物・人命の安全確保と庁舎機能を維持していくため免震構造を採用します。これにより、大地震時にも建物の倒壊や設備の損傷などを防止し、防災拠点にふさわしい安全性能を備えた庁舎とします。</p> <p><b>災害発生後も業務継続を図ることができるバックアップシステム</b> 災害時に迅速かつ継続的に市民の生活を守ることができるよう、電源の二重化等によるインフラの強化を行い、ライフラインが寸断された場合にも災害対策本部の機能を十分に発揮できる計画とします。</p>
<p>5 市民へ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民サービスの向上を図り、事務効率に配慮した機能的な庁舎を目指します。</li> </ul>	<p>(1) 円滑なサービスを行う庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ワンストップサービスの提供</li> <li>イ 手続きの負担軽減</li> <li>ウ 手続き待ちの方への配慮</li> </ul> <p>(2) 職員にとって使いやすく機能的で効率的な事務が行える庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 効率的な執務空間</li> <li>イ 働きやすい環境</li> </ul>	<p><b>窓口サービスの利便性の向上</b> ライフイベントに伴う手続きをワンストップ化するなど窓口機能の充実を図るとともに、手続きや相談の窓口を低層階に集約することで来庁者の負担を減らし、分かりやすく利用しやすいサービスを提供します。</p> <p><b>快適な待合スペース（再掲）</b> 手続きの間、快適に待ち時間を過ごすことができるような待合スペースを確保します。また、子供連れの方のためにキッズスペースを隣接して配置するなど、市民の皆さんが安心して手続きや相談ができる計画とします。</p> <p><b>業務効率を向上させるための執務空間</b> 業務の関連性が高い部局を近接して配置することで、多様化する市民ニーズに組織横断的に対応するとともに、職員間の協議や市民等との打合せができるスペースを配置します。</p>
<p>6 経済的で柔軟性のある庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コスト縮減に取り組むとともに、時代の変化に対応できる庁舎を目指します。</li> </ul>	<p>(1) 経済性が高い庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 経済的でコンパクトな庁舎</li> </ul> <p>(2) 行政サービスの多様化に対応できる庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 将来の変化への柔軟な対応ができる庁舎</li> </ul>	<p><b>長期的な経済効率の高い庁舎</b> シンプルな施設計画とするとともに、メンテナンスの容易性やランニングコストに配慮した機器の選定など、長期的に経済効率が高い施設計画とします。</p> <p><b>柔軟な対応が可能なオフィス計画</b> 中央に壁がなく見通しの良い整形な執務空間とすることで、将来の行政需要や機構改革に柔軟に対応できる執務室として計画します。</p>



基本計画		設計方針
新庁舎の目指すべき姿と基本方針等	整備方針	
7 開かれた議会、親しまれる議会機能を備えた庁舎	<p>ア 議会の独立性を保ちつつ、市民にわかりやすい動線の確保</p> <p>イ 現庁舎の諸設備については、維持したうえで、新たな機能を確保</p> <p>ウ 議会フロア及び議会フロア以外の庁舎内に、議会情報を掲示できるスペースの確保</p> <p>エ 高度情報化時代に対応可能な各種設備の整備</p> <p>オ 議会フロアへの入室者等について、議会事務局職員が出入りを確実に把握できるようセキュリティを考慮した配置</p>	<p><b>開かれた議会、親しまれる議会</b></p> <p>議会の独立性を保ちながら機能的な議会運営を行うため、議会機能をワンフロアに集約します。また、来庁者が訪れやすいように低層階に設置します。</p> <p>議会傍聴席には、車椅子利用者のスペースや特別傍聴席を設けるなど、障害者や子ども連れの方も傍聴しやすい環境をつくり、議会への関心をより一層高められるような計画とします。</p> <p>スクリーンやモニター、プロジェクター等の設備機器を設置するなど、傍聴者にわかりやすく、かつ、議論を深められる環境を整備します。</p>

## 【参考資料3】新庁舎の建設規模とその考え方

### 1 現庁舎が抱える課題とその解決方針

現庁舎は、様々な課題を抱えています。それらの課題を解決するための具体策について検討を重ね、その結果を長崎市新庁舎建設基本計画における基本的な考え方としてまとめています。

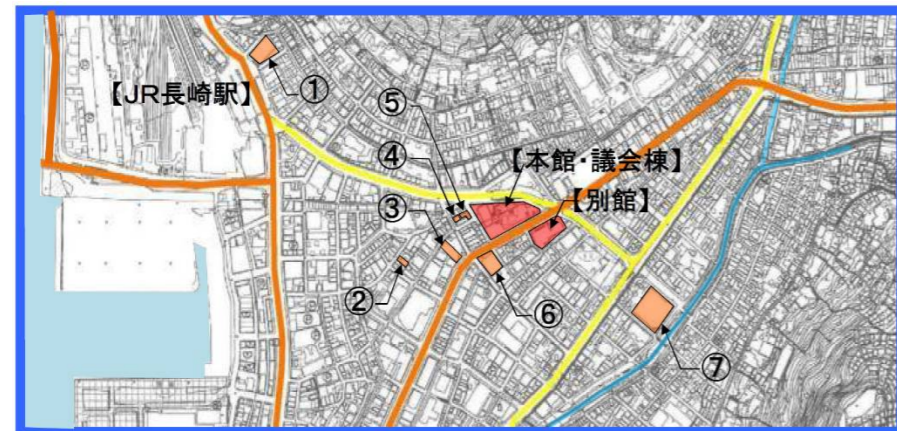
#### (1) 分散庁舎の一棟集約

現庁舎が抱える課題の1つに「庁舎の分散」があります。本館・別館のほか、商工会館、市民会館、交通会館など7つの庁舎に分散しており、市民の皆さんからは、「わかりにくい」、「使いにくい」といったご意見をいただいています。また、市民の皆さんのニーズが多様化している中、所属間の連携など業務効率の観点からも問題があると考えています。

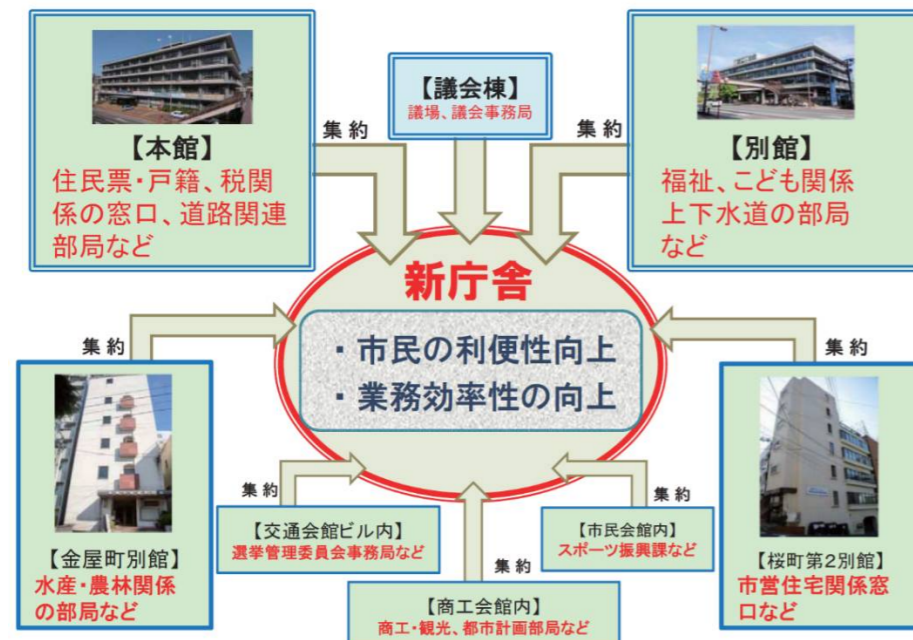
また、近年では1つの所属だけでは解決が難しい課題も多くなってきており、これからの市役所の仕事は縦割りではなく、横方向の連携が非常に重要となります。

そのためには、分散している所属を集約し、所属間の連携を密に図りながらサービスを提供していく必要があります。この連携が深まることで、市民の皆さんのサービス向上に繋がりたいと考えています。

#### <庁舎の分散状況>



#### <庁舎の集約イメージ>



#### (2) 不足した機能の拡充

「機能の不足」も現庁舎が抱える課題の1つです。現庁舎に不足している主な機能として、次のようなものが挙げられ、これらの拡充を図る必要があります。

- ・待合スペース
- ・プライバシーに配慮した相談室や相談ブース
- ・災害発生時の避難場所
- ・乳幼児健診室やキッズスペースなどの子育て関連施設
- ・多目的トイレなどバリアフリーへの対応

さらに、新庁舎においては、次のような新たな機能の追加も必要と考えています。

- ・市民利用が可能な会議室や多目的スペース
- ・市民活動や地域情報等を紹介する情報コーナー

#### <現在不足している機能例>



プライバシーへの配慮が不足した相談室



廊下に設置された待合スペース

#### <新庁舎に追加する新たな機能例>



市民が気軽に利用できる会議室や多目的スペース



## 2 基本計画で想定している建設規模とその考え方

新庁舎の建設規模は46,200㎡（駐車場を除く）を想定しています。これは、庁舎が分散していることによる分かりにくさ、使いにくさの解消及び所属間の業務連携を促進させる観点から、周辺庁舎の所属を一箇所に集約すること、また、待合スペースや執務スペースの狭さの解消やプライバシーへの配慮など、現在不足している機能を充実させ、市民の皆さんに十分な利便性や快適性を提供していくという基本的な考え方にに基づき、市民の皆さんや市議会での意見を踏まえて策定した基本計画において次のとおり定めています。

＜基本計画に定める想定面積＞

機能	内容	新庁舎面積 (㎡)	現在面積 (㎡)	増減 (㎡)	増減率 (%)	
基本機能	執務室	職員が執務する空間	16,000	13,447	2,553	19.0
	作業室等	作業スペース（相談室等）	2,900	2,351	549	23.4
	会議室等	大・中・小会議室等	1,600	943	657	69.7
	倉庫・書庫	書類等を保管する場所	2,300	1,978	322	16.3
	議会	議場、会派控室など	2,200	1,632	568	34.8
	その他諸室	利便施設（銀行、売店等、食堂）、職員利用施設（更衣室、休養室等）等	1,400	1,109	291	26.2
基本機能 小計 ①		26,400	21,460	4,940	23.0	
付加機能	市民利用施設等	多目的スペース（エントランスホールの拡大）、情報コーナー等	1,000	481	519	107.9
付加機能 小計 ②		1,000	481	519	107.9	
共有部分	共有部分	エントランスホール、待合スペース、通路、トイレなど	18,800	8,850	9,950	112.4
共有部分 小計 ③		18,800	8,850	9,950	112.4	
合計（小計①+②+③）		46,200	30,791	15,409	50.0	
職員一人あたり面積		21.39㎡				

新庁舎においては、執務室や会議室等の拡充など職員の執務環境の改善を図りますが、特に待合スペースやトイレなどの共有スペースと、多目的スペースや市民利用会議室などの市民利用施設を重点的に拡充、改善する方針としています。

＜新庁舎での整備イメージ＞



窓口・相談環境の充実



キッズスペース

また、新庁舎の建設規模については、【参考1】総務省地方債同意等基準運用要綱（平成22年度で廃止）による面積算定や、【参考2】他自治体における庁舎建設事例との比較・検証を行った結果からも、妥当な数値であることを確認しています。

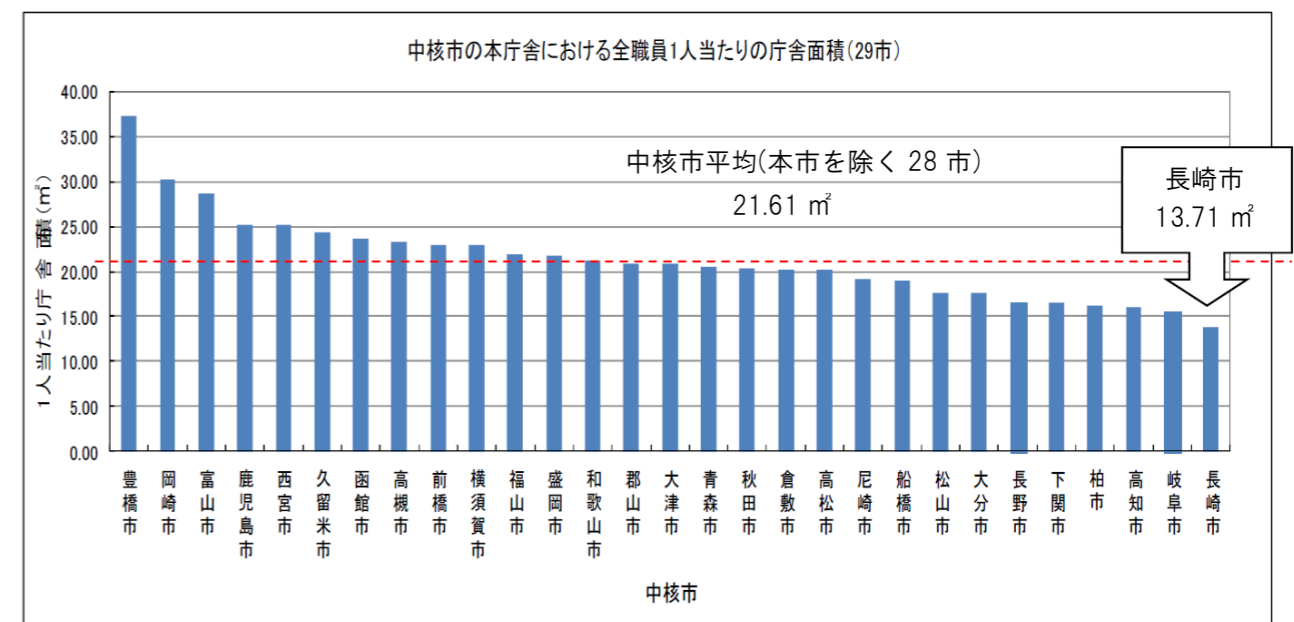
【参考1】総務省地方債同意等基準運用要綱に基づく面積算定基準（平成22年度で廃止）

	延べ床面積	1人当たりの庁舎面積
総務省基準による算出	47,331㎡	21.91㎡
長崎市新庁舎の想定	46,200㎡	21.39㎡

【参考2】他自治体における庁舎建設事例の職員一人当たりの床面積による算定

都市名	新庁舎の配置職員数	庁舎規模	1人当たりの庁舎面積	長崎市の新庁舎配置想定職員数を乗じた場合の面積
町田市 (H24)	1,314人	37,060㎡	28.20㎡	60,912㎡
甲府市 (H24)	820人	22,239㎡	27.12㎡	58,579㎡
那覇市 (H24)	1,500人	31,070㎡	20.71㎡	44,734㎡
呉市 (H27)	1,000人	25,000㎡	25.00㎡	54,000㎡
平均			25.26㎡	54,562㎡

【参考3】中核市における本庁舎（分散棟含む）一人当たりの庁舎面積の状況（平成24年2月調査）



### 3 基本計画で想定している職員数とその考え方

新庁舎に配置する職員数は約2,160人を想定しています。

#### <新庁舎の配置職員数（見込み）>

種 別	配置職員数
特別職、正規職員	約1,750人
行政サテライト機能の再編成による減（見込み）	▲60人程度
小 計	約1,690人
再任用職員、嘱託員	約 290人
臨時職員	約 180人
合 計 (新庁舎の配置職員数)	約2,160人

人口減少が予測される一方で、社会経済情勢の変化により高度化、多様化する住民ニーズに対応するための制度見直しや、新たな行政需要が生じる可能性があるほか、地方分権の一層の拡大など、地方自治体を取り巻く環境の変化は今後も続くものと考えています。

長崎市全体では、これまで数次にわたる行財政改革により、大幅な人員削減を行ってきたところですが、将来にわたり安定した市民サービスを提供していくためには、一定規模の職員数は必要であると考えています。

#### <参考> 過去の主な事務の増加

- 中核市への移行に伴うもの（H9.4.1～）
  - ・民生行政に関する事務：身体障害者手帳の交付、養護老人ホームの設置許可・監督など
  - ・保健衛生に関する事務：飲食店営業等の許可、浄化槽設置等の届出受理など
  - ・環境保全行政に関する事務：一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可など
  - ・都市計画等に関する事務：屋外広告物の条例による設置制限
  - ・文教行政に関する事務：県費負担教職員の研修
- 社会情勢の変化に伴う制度の創設
  - ・介護保険制度（H12.4.1～）
  - ・後期高齢者医療制度（H20.4.1～）
- 地方分権改革によるもの（国、県からの権限移譲）
  - ・第一次：機関委任事務の廃止と事務区分の再構成（自治事務の拡大 60%程度⇒85%程度へ）
  - ・第二次：県からの移譲事務⇒317事務
    - 例) パスポート発行業務（H 27年度実績 申請：9,254件、交付：9,059件）